

## 令和5年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第6回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和5年12月11日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

10番 中山 恵

4番 水ノ江 晴 敏

11番 古賀 信 行

5番 亀元公一

12番 近藤進也

6番 廣瀬 猛

13番 住吉浩徳

7番 名倉亮介

14番 高橋 恵 司

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和5年12月 定例会**  
**(第6回)**

第2回継続会

**本会議 会議録**

令和5年12月11日

水 卷 町 議 会

# 令和5年 第6回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和5年12月11日

午前10時00分開議

議 長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第6回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

## 日程第1 議案第34号

議 長（白石雄二）

日程第1、議案第34号 水巻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第34号 水巻町手数料条例の一部改正について。

戸籍法の改正に伴い、戸籍及び除籍の電子証明書を閲覧するための戸籍電子証明書提供識別符号等の交付を、令和6年3月1日から開始します。

つきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に準じて、戸籍電子証明書提供識別符号等の交付手数料を定めるため、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第34号 水巻町手数料条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

## 日程第2 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第2、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問を行います。

1番目、ジェンダー平等なまちづくりのために。

本町は、第3次みずまき男女共同参画プランを2019年に策定し、前期実施計画期間が本年度

に終わるため、現在、2024年度からの後期実施計画を策定しているところです。

第3次プランの基本目標では、「男女がともに地域で支えあうまちづくり」として、行政における男女共同参画の推進を掲げています。その取組内容は、政策・方針決定過程への女性の参画促進で、審議会等委員における女性の比率、役場の役職者（係長以上）に占める女性の比率については、特に成果指標を掲げ、取り組む計画となっています。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 前期計画の成果指標の数値は、令和4年4月1日時点において、審議会等委員における女性の比率は目標値35%に対し32.5%、役場の役職者に占める女性の比率は目標値25%に対し23.1%で、どちらも達成できていません。令和5年度時点では、どのように変化したのか、お示しください。

(2) 行政において、男女共同参画を推進するためには、「行政の果たす役割は大きい」と第3次プランでは解説しています。残念ながら前期計画期間が終わろうとしています。上記2つの成果指標は達成できていません。達成できなかったのは、行政の果たす役割として何が不足していたとお考えですか。

さらに、これからの後期計画では、行政の果たす役割、責任は一層大きくなると考えます。どのような姿勢で臨むのか、行政自身のジェンダー平等への深い理解と具体的な目標数値が必要だと考えます。ジェンダー平等なまちづくりへ向けて、目標数値達成への本町の本気度、意欲をお聞かせください。

(3) ジェンダー平等なまちづくりを実現するためには、真の「男女平等」が重要です。その土台中の土台となるのが「賃金の平等」です。日本は、国連からも「性別賃金格差を縮小するため、取組を強化すること」と勧告を受けているほどです。我が党の調べでは、男女の生涯賃金格差は1億円にもなります。

その弊害の一つとして社会問題化したのが、「生理の貧困」です。非正規雇用が多い女性の収入の低さ、子育て世帯の貧困の広がりなどがコロナ禍で深刻となり、多くの自治体で生理用品の無償配布、学校・公共施設への配置などが進みました。

我が党は、「生理の貧困」による生理用品の支給等は、女性への経済的支援にとどまらず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点からも大変重要だと考えます。

国の第5次男女共同参画計画の8章には「男女が互いの性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提である。心身及びその健康について主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要である。」と示しています。

全ての女性が、働きやすい社会、安心した生活を送れる社会を実現するためには、女性の生涯における健康問題について、男女ともに関心を持ち、正しい知識を得ることが重要です。この国の基本計画の8章に位置づけられている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点、本町の男女共同参画プランには、これまで抜け落ちています。後期計画では、どのように位置

づけられたのか、お尋ねいたします。

(4) 本町の男女共同参画プランにおいて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」観点が抜け落ちていたことは大変重大です。この観点に立てば、全小・中学校と公共施設のトイレに生理用品を設置することは、当然、行政として男女共同参画を進めるための役割の一つと考えます。早急に、小・中学校のトイレ、公共施設に生理用品を設置するよう求めます。いかがですか。

2番目、公共施設への除草剤（グリホサート）の使用実態とその影響について。

除草剤ラウンドアップの主成分「グリホサート」は、近年発がん性など、人体や環境への影響があり、使用中止を求める運動が世界中で広がっています。ドイツでは今年中に、カナダ・モントリオール市は来年までに使用の全面禁止を決定し、オーストリアやフランス、ベトナムなどでも使用許可を取り消しています。

また、農民運動全国連合会食品分析センターの調査では、輸入小麦を使用した市販のパンやパスタからグリホサートの残留が検出されており、身近な食生活にも影響する問題となっています。そこでお尋ねします。

(1) 町内の公共施設で除草剤は使用していますか。使用しているのであれば、公園、道路、住宅地、学校など、どこで、どのくらいの頻度で使用していますか。

(2) 先に述べたように、輸入小麦にもグリホサートの残留が検出されています。学校給食に出されるパンなどへの影響はありませんか。

(3) 除草剤使用の国の許可によらず、世界の動向を見据え、町民の安心・安全のため、ガイドラインなどによる町独自の一定の判断が必要と考えますが、いかがですか。

3番、交通弱者に対する公共交通の整備について。

田中町長時代から始まった福祉バスを含め、町の公共交通について、「抜本的に見直す」とのことですが、我が党として、何度も交通弱者に対する質問をしてきました。今まさに物価高騰やエネルギー高騰により、苦しい思いをされている住民に必要なのは、生活費の負担軽減ではないでしょうか。

また、今の福祉バスでは町民から不便で利用しにくいとの声も多く、コミュニティバス導入を望む声もあります。

そこで、公共交通についてお尋ねします。

(1) 福祉バスだと年齢制限があり、交通弱者の不満は解消できないと思いますが、今の時代に合った公共交通体系をどのようにお考えですか。

(2) 地域公共交通会議等で、町の公共交通の再整理や、その方向性を決定するための検討が行われていますが、新型コロナの影響で計画が遅れているとお聞きしました。現在の進捗状況をお示してください。

以上です。よろしく願いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

町長。答弁。

## 町 長（美浦喜明）

初めに、ジェンダー平等なまちづくりのためについて、の御質問にお答えします。

1点目の審議会等委員及び役場の役職者に占める女性比率の令和5年度時点の変化についてのお尋ねと、2点目の成果指標が達成できなかったことにおける行政の役割や不足していたものについて、また、ジェンダー平等なまちづくりへ向けて、目標数値達成への町の本気度、意欲についてのお尋ねについては、関連がありますので一括してお答えします。

まず、令和5年4月1日時点の審議会等委員における女性の比率は、28.8%であり、目標値の35%に対して6.2%低い水準となっています。

この割合については、現在、機能している51の審議会等の委員総数635人に対する女性委員183人の割合となります。

目標を達成できていない理由としては、委員を推薦いただく関係団体等から、多くは代表の方を推薦いただいておりますが、代表の方は依然として男性が多いという社会的背景が主な理由であると評価しています。

このように、審議会等委員の女性比率については、関係団体等の状況に大きく左右されるため、女性比率の上昇や低下に一喜一憂できないと考えますが、しかしながら、そのような状況に甘んじることなく、男女共同参画社会の実現に向け、行政が果たす役割として、関係団体等に委員の推薦を依頼する際には、女性委員を積極的に推薦いただくよう継続的にお願いをし、一人でも多くの女性に活躍していただけるよう目標値の達成に向けて努力してまいります。

次に、役場の役職者に占める女性の比率ですが、令和5年4月1日時点の女性の比率は21.7%であり、目標値の25%に対して、3.3%低い水準となっていますが、本年7月1日に、女性職員2名を係長級の職位と同等の主査に昇格させましたので、現在は、役職者総数71人に対し、女性職員は17人、女性職員の比率では23.9%となっており、前年度の23.1%を上回っています。

この比率については、目標値の達成には至っていませんが、この世代の一般職職員は男性の比率が多く、その男女比率の中で、能力に応じた昇格を行ってきた結果であると考えています。

職員の役職者への登用については、現在の男女比率の中で、男性、女性に関わらず、職員個々の能力や適性を重視する必要がありますので、目標値としての女性比率25%は掲げてまいりますが、役職者への登用については、今後も適切な人事を行ってまいります。

次に3点目の、第3次みずまき男女共同参画プラン後期計画における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点の位置づけについて、のお尋ねですが、まず、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とは、性や妊娠、出産など生殖に関わる全てにおいて、単に病気がないだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す「リプロダクティブ・ヘルス」と、産む・産まない、いつ、何人子供を持つかなど、生殖に関することを自分で決める権利を示す「リプロダクティブ・ライツ」の2つの概念を合わせたもので、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳されていると承知しています。

第3次みずまき男女共同参画プランは、令和元年度から令和10年度までの10年間の計画で、令和5年度までを前期計画、令和6年度から令和10年度までを後期計画と位置づけ、本年6月に水巻町男女共同参画懇話会に諮問し、前期計画における関係各課の進捗状況やアンケート結果等を基に、現在、後期計画の策定に向けて審議が行われているところです。

そのため、お尋ねの「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点については、ジェンダー平等なまちづくりを進める上で重要な考え方だと認識していますが、後期計画における具体的な位置づけについては、今後の懇話会での審議や答申を受けて、後期計画が完成した後、議員の皆様には計画内容について、御説明させていただく予定です。

4点目の、早急に小・中学校のトイレ、公共施設に生理用品を設置するよう求めますが、いかがですか、とのお尋ねは、後ほど、教育長より答弁させていただきます。

次に、公共施設への除草剤（グリホサート）の使用実態とその影響について、の御質問にお答えします。

1点目の、町内公共施設での除草剤の使用状況について、のお尋ねですが、本町が直接管理を行っている公園につきましては、遠賀川河川敷公園内の一部で除草剤を使用しています。猪熊及び古賀の1,000メートルトラック部に年5回の頻度で使用しており、散布の際は一時的にトラックを封鎖し、利用者に飛散しないよう留意しています。

道路につきましては、毎年8月頃に曲川及び曲川放水路沿いから町道際に雑草が茂るため、通行に支障となりそうな箇所を対象に、草刈作業を行った後に、河川際の法面に除草剤を使用しております。町内北部と南部に分けて作業を発注しており、北部の作業延長は3,835メートルで、除草剤散布面積は3,865平方メートル、南部の作業延長は3,300メートルで、除草剤散布面積は2,970平方メートルとなっています。除草剤散布の際は、周囲へ飛散しないように十分注意をして作業を行っています。

町営住宅につきましては、敷地内の共用部分の草刈り等は、原則入居者に対応していただくことになっておりますが、町営住宅によっては、入居者の高齢化などの理由により、担い手が不足し、困難な状況にあります。特に高松町営住宅においては、急な法面が多く、入居者による草刈り等は危険かつ困難なため、令和元年度から、高松区と協議した上で、急な法面など除草作業が困難な箇所については、年1回程度除草剤を使用しています。

除草剤散布に当たっては、散布に実績のある専門業者に依頼し、安全性に十分配慮した上で実施しています。さらに、使用する除草剤についても、使用箇所が主に法面ということを考慮し、全ての雑草を枯らすのではなく、少しは雑草が残るよう、薬剤の配分等を調整するなど、周辺の住環境に配慮して実施しています。

文化施設につきましては、南部公民館、陶芸室・染工房の周辺敷地で、場所によっては除草剤を使用しております。具体的には、南部公民館北駐車場と南部公民館屋外トイレ裏など、人や犬が立ち入らない外周に除草剤を使用しております。回数は、草の状態にもよりますが、年1回から2回程度となります。

体育施設につきましては、総合運動公園駐車場脇や道路脇、遊歩道脇、町民体育館駐車場脇、猪熊グラウンド駐車場脇、武道館駐車場脇に除草剤を使用しております。回数は、文化施設同様、年1回から2回程度となっております。

なお、文化施設及び体育施設においては、除草剤散布と草刈りを併用した管理を行っており、より安全・安心が求められる遊歩道沿いなどは、最小限の範囲・濃度・回数に絞り、環境に配慮して散布しております。

学校施設につきましては、各学校に状況を確認しましたところ、基本的には草刈り機を使用



して作業を行っていますが、特に草木の繁茂期において、どうしても機械での草刈りが難しいフェンス際やプールの下、砂利等が敷かれて石が跳ねる心配のある場所等は、部分的に除草剤を使用しているとのことでした。

また、法面などの面積が広い場所につきましては、児童・生徒の利用が少ない夏休み等を中心に除草剤を使用しているとのことでした。

2点目の、輸入小麦にもグリホサートの残留が検出されています。学校給食に出されるパンなどへの影響はありませんか、とのお尋ねですが、本町の学校給食用パンにつきましては、公益財団法人福岡県学校給食会に全て発注を行っています。福岡県学校給食会によりますと、学校給食用のパンの主原料である小麦粉は、カナダ産とアメリカ産を使用しているとのことです。小麦の輸入につきましては国が行っており、その過程で農林水産省が、船積み時検査と産地段階でのサーベイランス検査を、また、日本到着時に厚生労働省がモニタリング検査を実施しております。そのため、国内に流通している小麦粉につきましては、グリホサートの残留量を含め、国の基準を満たしているものと認識しております。

また、学校給食用の小麦粉につきましては、たんぱく質の量や灰分量、水分量など、福岡県が作成した学校給食用規格で製粉会社が製粉し、一般財団法人穀物検定協会が行う検定に合格したものだけを、福岡県学校給食会が購入しているとのことです。なお、購入後の小麦粉についても、国と同様の検査を年1回行っているとのことです。

福岡県学校給食会のパンについては、常時取り扱っていることもあり、特に安全性には配慮しており、昭和43年以降、使用している小麦粉は市販品に先駆けて無漂白となっているほか、平成20年には原料油脂を低トランス脂肪酸タイプに変更したり、平成24年以降はビタミンB類強化を取りやめたりと、安全性を高める取組を続けていると聞いております。

お尋ねにあるように、「輸入小麦からグリホサートが検出されている」と、一部で議論されていることについては承知しておりますが、学校給食のパンに使用する小麦につきましては、農林水産省や検疫所などが実施する検査により、安全性が確保されているものと考えております。

なお、福岡県学校給食会が提供しているパンには、平成22年度から、学校給食用輸入小麦の代わりに「福岡県産米粉70%」、「福岡県産小麦30%」を配合して作る米粉パンもございます。

しかし、提供が可能な全体量が限られていることや、単価が中学生用70グラムの場合、普通パンだと1つあたり53.4円のところ、米粉パンの場合は1つあたり69.5円となっており、かなり割高となります。中学校給食では、昨年度から年3回、この米粉パンを提供していますが、小学校給食では、食感が違うことや価格の高さから、ここ2年間は使用しておりません。

パンを国産米粉と国産小麦で作られた米粉パンに変更したり、地元産の肉や野菜を多く取り入れたりすることは、安定した調達的面からも給食費の面からも容易ではありません。

学校給食におきましては、児童・生徒が、適切な栄養を摂取するとともに、多様な食品を適切に組み合わせて、様々な食や食文化に触れることができるように工夫していくことが大切です。

また、限られた条件の中で、より安全で良いものを追求していくことも必要でありますので、今後も、安心・安全でおいしい学校給食の提供に向け、引き続き研究、検討をしてまいります。

3点目の、ガイドラインなどによる町独自の一定の判断が必要と考えますがいかがですか、と

のお尋ねですが、当然のことながら、除草剤の使用については、使用基準や使用方法を遵守した上で、必要最低限の範囲での使用が前提であるものと考えております。

平成28年の国の食品安全委員会において、グリホサートには発がん性及び遺伝毒性は認められなかったと公表されており、製品の使用基準内であれば安全性について確保されているものと考えております。

よって、国において使用制限等の措置が取られていないものについて、科学的根拠に基づく判断を示すことができない一自治体において、独自の判断は困難であると考えますので、今後も国などの動向を注視してまいります。

なお、公共施設での除草剤の使用については、作物等への散布ではなく、あくまでも雑草の除草を目的とした環境整備のために使用しているものであることから、今後も適切に使用してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、交通弱者に対する公共交通の整備について、の御質問にお答えします。

1点目の、今の時代に合った公共交通体系をどのようにお考えですか、とのお尋ねですが、現在、わが国は自動車社会の進展により、特に地方都市ではマイカーによる移動が定着し、公共交通の利用者数の減少が進んでいます。このため、交通事業者は採算性の維持を目的に、不採算路線の便数の見直しや撤退などを行うことから、公共交通の利便性が低下し、利用者減少に歯止めがかからないという悪循環が全国的に発生しています。一方で、近年急速に進んでいる高齢化により、マイカーを手放す高齢者も増えてきており、今後、公共交通の需要は高まってくると考えられています。そのような背景から、これからの公共交通は、それぞれの地域の特性やその地域が目指すべき将来像を踏まえ、住民ニーズに応えることができ、生活利便性が高く、日常を支えることができる形での整備が求められております。

本町でも、バス交通の利用者は年々減ってきており、また、バス交通の利便性などについて住民の皆様から苦言をいただくことも増えていたため、令和2年度に実施した公共交通体系調査検討業務で、町の公共交通の現状把握と課題の洗い出しなどを行い、公共交通の再構築に着手しました。その中で行った住民アンケートでは、議員の御質問にもございますように、福祉バスの年齢制限を廃止する御意見をはじめ、様々な御意見や御要望をいただきました。その後、令和3年度から4年度にかけて、町内交通事業者などを交えて公共交通に関する勉強会を開催し、本町の公共交通の課題などを整理した上で、現在、地域公共交通会議で今後の公共交通のあるべき姿を明らかにするための検討を重ねているところです。

先ほど申しましたように、今後さらに進んでいく高齢化社会に備え、住民ニーズを的確に捉え、利便性の高い公共交通を構築することが求められている一方で、近年、公共交通の運転手不足の問題が深刻になっているため、公共交通を持続可能な形で展開していくことも重要な視点の一つとなっております。また、公共交通は単に人々の移動のための解決策だけではなく、高齢者の外出の機会を増やすことによる健康増進効果や医療費の削減をはじめ、定住促進や観光振興、地域コミュニティの育成など、幅広い分野への効果が期待されています。

現在は、このような様々な視点から、今後の本町の公共交通のあるべき姿を検討しているところですが、住民の皆様の日々の生活を支え、多くの方に使っていただける公共交通とすることが、最も重視すべき点の一つであると考えております。福祉バスの年齢制限の問題も含めて

地域公共交通会議で検討の上、本町にとって最適で、今の時代に合った公共交通体系について、改めて議会に報告いたします。

次に、2点目の地域公共交通会議の進捗状況について、のお尋ねですが、本町の地域公共交通会議は、昨年12月に設置条例を制定し、初回の会議を本年3月に開催しました。その後、令和5年度に入って2回の会議を開催し、これまでに3回の会議を開催しております。

現在、地域公共交通会議では地域公共交通計画の策定に向けて検討を進めており、間もなく実施予定のパブリックコメントを経て、今年度末までに計画を策定する予定です。計画の策定が完了しましたら、改めて議会に報告する予定ですが、地域公共交通計画は本町の公共交通のマスタープランの位置づけであるため、今後の町公共交通の進むべき方向性などは示されますが、具体的な交通機関や路線等は示されません。そのため、令和6年度にはマスタープランに対する実施計画の位置づけとなる、地域公共交通運行計画を策定する予定としており、その中で具体的な実施方策を検討していくこととなります。

昨年度の公共交通に関する勉強会は、議員の御質問のとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響などからスケジュールが遅れた面もあり、その結果、全体的なスケジュールもやや遅れておりますが、公共交通は住民の皆様生活に直結する課題であることから、拙速にならず、十分な時間をかけて住民満足度が最も高められる解決策を見出すことが重要であると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

ジェンダー平等なまちづくりのためについて、の御質問にお答えします。

4点目の、早急に小・中学校のトイレ、公共施設に生理用品を設置するよう求めますが、いかがですか、のお尋ねですが、近年、学校や公共施設において、女子トイレの洗面台や個室のタンクの上に、生理用品を常備した箱や巾着袋を置いておくなど、人目を気にせず、誰もが生理用品を受け取り、使用できるように取り組んでいる自治体も増えてきているようです。

まず、本町の小・中学校の現状につきましては、以前、令和3年6月議会でも答弁させていただきましたが、多くの児童・生徒は家庭での準備ができておりました。また、登校して急に生理が始まった児童・生徒や、生理用品を忘れてきた児童・生徒についても、誰もが困ることなく対応できるように、保健室には、常に一定数の生理用品を常備しております。保健室で対応する件数としては、年間に10件程度と聞いております。

小・中学校では、保健指導において、小学校4年生から、体の発育・発達について学び、その後、中学校でも、心身の機能の発達と心の健康について学習しておりますが、その中で生理用品についての指導も行っております。また、子供の権利や性に関する権利への配慮としまして、学校で生理用品が必要になった場合には、保健室で無償配布を受けられることを、児童・生徒へ丁寧に伝えております。

トイレの中に生理用品を設置したままにしておくことは、あまり衛生的とは思えませんし、児童・生徒間のいたづらや、不必要な持ち帰りなど、生徒指導上の問題が発生することも考えられ、本当に困っている児童・生徒が必要なときに手元に届かない、といったことが懸念されるため、現状では、トイレには設置しておりません。

児童・生徒において、生理をめぐる環境や発育の状況は様々でありますので、担任の先生や養護教諭が一人一人の児童・生徒とコミュニケーションを深め、寄り添って信頼関係を築き、学校へ相談できるように、対話する力、自分から行動できる力をしっかりと育てていくことは、大切な教育の一つであると考えております。

子供たちが安心して学べる環境を保障し、健やかに成長していけるよう、小・中学校への生理用品の配置については、今後も、学校関係者や保護者、地域の方々等の多くの意見を聞きながら、慎重に検討していきたいと考えております。

また、文化施設及びスポーツ施設等の公共施設への設置につきましても、不特定多数の方が利用される施設に設置することは、衛生面や管理面等を踏まえ、現状難しいものと考えております。生理用品は個別に包装された商品であり、設置すると廃棄処理方法も合わせて必要となります。使用後の処理や清潔な供給を確保するためには、それなりの管理と設備の設置が必要となります。また、トイレに流されるなどの不適切な行為が発生すると、管が詰まる原因にもなります。そういった修繕等を含めた経費に見合う利用があるのかを慎重に検討する必要があると考えております。

これまでは、施設の利用者からの要望を受けたことはございませんが、今後、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女兒が施設内で困らないよう、施設を管理する立場として配慮・注視しながら、他の機関と連携を図りながら施設管理を行ってまいりたいと考えております。

#### 議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。中山議員。

#### 10 番（中山 恵）

10 番、中山恵です。

交通弱者に対する公共交通の整備についての再質問を 4 点ほどさせていただきます。

住民の方の声の中でですね、今はまだ車を運転できるけれども、将来的にはどうなる、という声を本当に多く聞いております。

そのような声の中で、執行部のほうで過去に行った公共交通に関するアンケートがあったと思いますが、その中で一番多かった御意見を教えていただきたいと思っております。

#### 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

**企画課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

まず、バス交通に関してですね、アンケートで多かった意見でございますが、まず「運行本数が少ない」、「目的地まで時間がかかる」、「乗り方が分かりづらい」、あと、「目的地に行けない」などですね、御指摘をいただいているところでございます。

また、将来的なバス交通に関する御意見でございますが、例を挙げますと、「利用者が少ない路線の整理をしてはどうか」、「利用者の制限を撤廃して、有料化等も考えてはどうか」という内容ですね。

それと、運行の効率化として、「車両の小型化」であったりとか、「利用者のニーズに応じた運行形態」、あるいは「PRをもっとして、公共交通の利用者の拡大に取り組んではどうか」というような意見をいただいているところでございます。

現在、そのような意見を踏まえてですね、地域公共交通会議のほうで検討を進めているという状況でございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**10 番（中山 恵）**

先ほど、バスの有料化の声もあるとのことでございますけれども、交通弱者の方々は、有料化されると、どうしても経済的な負担が増えると思います。

その有料化について、町の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

手嶋課長。

**企画課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

先ほどのアンケートの中でですね、運賃に関することもお聞きしているところでございます。

バスを利用している方の約9割の方がですね、有料化した場合に、運賃が100円から200円の範囲でなら許容できる範囲であるというような意見をいただいているところであります。

町のバス交通の有償運行につきましては、大きな課題でございますので、利用者の受益者負担の観点の中でもですね、十分検討していきたいというふうに思いますけれども、議員が言われるように、交通弱者の方の経済的負担が過大にならないようにですね、運賃の補助などの支援を含めて検討を十分していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、中山議員。

10番（中山 恵）

先ほどの答弁の中にですね、公共交通の運転手不足という問題に触れていらっしゃると思うんですけども、これから新たにですね、公共交通でも運転手の確保が課題になるのではないかと思います。

現在の、本町の公共交通を支えてくれている事業者さん、運転手の状況などを教えてください。

議長（白石雄二）

課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

本町の公共交通はですね、JRを除くと、主に北九州市営バスと町の福祉バスですね。あと、民間のタクシー事業者という形になりますけれども。どの交通機関もですね、運転手の不足という問題を抱えているのが現状でございます。

タクシー事業者の例で申しますと、ちょっと聞き取り調査をしてですね、北九州地区のタクシー事業者のほうに聞いてまいりますと、今現在のドライバーの平均年齢というのが60代後半であるというようなことで、高齢化がかなり進んでいる状況でございます。

高齢化の問題に際しまして、そういう状況からですね、体力の面であったりとか、健康上の面で、急にドライバーをやめざるを得ないという状況になる方も多くおられまして、その後継者っていいですか、運転手の雇用にかなり苦慮してるという状況もございます。

ただ、運よく雇用できたとしても、若手というよりは、やっぱり雇用した場合、60代を過ぎた高齢者の方が多いという現状がございまして、根本的な解決には至っていない状況でございます。

以上でございます。

議長（白石雄二）

中山議員。

10番（中山 恵）

運転手不足についてですね、今から何かと町としては取り組んでいくと思うんですけども、今現在の福祉バスの方とかが運転されている中で、やっぱりちょっと急に発進したりとか、住民の方が座ろうかどうするかというときに、「急いで座ってください」とか、ちょっとやはりきつい言葉に聞こえているような――。住民の方からの声も聞いております。

やっぱり、ドライバーさんも本当に真剣で、事故でも起こしたらいけないと思って目配りは

されていると思うんですけども、やはりその辺のところの指導とかもですね、今後していくべきではないかと思っております。

運転手不足について、何か取組があれば教えてください。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**企画課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

運転手不足につきましては、もう全国的な問題でございます。

政府のほうでも、ライドシェアとかいうような取組についても研究しているような状況でございますけれども、本町のような小さな町域ではですね、なかなか運転手不足の基本的なですね、抜本的な解決というのが見いだせていない状況でございます。

運転手不足に関しましても、先ほども言いましたとおり、もう全国的な問題でございますので、国のほうでいろんな対策をしていただきたいというふうに思いますが、広域的な範囲で対策を練る必要があるのではなかろうかというふうに考えておりますので、福岡県ないしは、連携中枢都市圏、あるいは市町村の圏域会議などで問題提起を行いながらですね、解決策を見いだしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

中山議員。

**10 番（中山 恵）**

今後ですね、今の時代のニーズに合った公共交通の体制・体系をですね、町民の皆様の声を十分聞いていただき、そして、今後の将来に向けて、公共交通の体制をつくっていただけるよう要望いたしまして、私からの再質問を終わらせていただきます。

**議 長（白石雄二）**

井手議員。

**9 番（井手幸子）**

9 番、井手幸子です。私は除草剤について再質問を行います。

公共施設の除草剤散布箇所をお聞きしましたので、私はそこに行って、1 か所 1 か所、確認してまいりました。

特に河川敷の 1,000 メートルのトラックですね。あそこで、ちょっと草の根とか草の枯れ方とかをちょっと調査してたんですけど、何人か町民の方が利用されてて、2 日に 1 回、必ずここで歩くっていう人に、「いや、私今、除草剤の調査をしてるんですよ」って言ったら、「あ、

そうですか。除草剤やっぱりまいてるんですか」。

そして、あそこの1,000メートルトラックの中では、あそこ全て枯れてましたね。枯れてますね。「子供たちがよく遊んでるんですよ」って。そしたら、「除草剤使用してますっていう表示を、してもらわないと困りますね」とかですね。

また女性の方は、「やっぱり妙な枯れ方をしてるんで、除草剤使ってるな」っていう、御意見もいただきました。

それですね、私、この1,000メートルトラックについて、年5回使用してるって、ちょっとびっくりしてるんですよ。

国の基準として、このグリホサート除草剤を使うことに対して、禁止・制約はないんですけど、これ3番のガイドラインにもつながるんですけどね、地域によっては、それを規制をしてるところが結構いっぱいあります。

一つはですね、河川敷について、農薬・除草剤の使用についての禁止ですね。国土交通省の中国地方整備局では、「散布は禁止します」っていうふうにはっきりとホームページにありましたし、また、近くの宮若市では、ここにですね、「河川堤防に除草剤をまかないでください」っていうふうにはっきり書いてあるんですよ。ていうのは、宮若市の場合は、何年か前に水害があって、除草剤をまくことによって、根本から枯らす、ラウンドアップですかね、ラウンドアップとかありますけど、根元がなくなって、土を縛るものがなくなって、もろくなってるっていう経験から、独自に除草剤はまかないという方針を決めてあります。

だから、先ほども言いましたように、国的にはそうだけど、そういう河川敷にはまいてはいけないっていうのが、いろんなところで調査すると、見えるんですけど、そういうところは認識はされてましたか。

## 議 長（白石雄二）

北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

議員の再質問にお答えいたします。

河川敷の除草剤なんですけれども、現在まいている箇所につきましては、猪熊と古賀の1,000メートルトラックの、人が歩いているところだけをまいておりまして、トラックの中とかその周辺には除草剤はもちろん使っておりません。

また、議員が今言われましたように、堤防等につきましてもですね、堤防の川側、水があるほうにつきましては、国土交通省が管理しておりますけれども、こちらも除草剤を散布しておりませんで、国土交通省のほうが年に一度、草刈りを行っているという現状でございます。

ですから、今言われているのは、質問にありましたけども、法面等にまけばですね、そこでちょっと草がなくなったり木がなくなったりすると、もろくなるという話もございますので、特に、堤防の内側には、国土交通省もまいておりません。

水巻でまいているのは、本当にトラックの人が歩くところだけを、かなり希釈してまいておりまして、あとは人間の手で草を刈っているというのが状況でございます。



以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、井手議員。

**9 番（井手幸子）**

確かに私が調査した中では、南部公民館ですかね、あっちのほうも草刈りの跡が確認はされておりますけれど——。曲川の法面に使ってるって答弁されましたけどね、まず、そういう河川とかには使ってはいけないし、人の通るところに、歩道に使われているってということなんですかね。

それは、このグリホサートについて、除草剤についての害悪っていうのを、答弁では全く認めていない。「国が許可してるから」という答弁になっておりますけど、やっぱりそこだけを見るんじゃないくて、通告書にもありますように、今、世界の流れとしては、このグリホサートは、調整・禁止しようっていう流れになっておりますし、アメリカとかでも、損害賠償事件が、かなりいろいろ裁判が起きているのが事実なんですよね。

それで、特にですね、だから、「歩いてるところにまく」、そして、「まくときは人がいないときにしますよ」っていうけど、残留ですよ。残されたものが、人体に、特に成長期の子供たちにとって影響があるっていうのは、いろんところで証明されてます。海外でも広くですね。

先ほど言いましたように、日本の国内でも、まあ、国は規制はしてないけど、やっぱり、ガイドラインみたいに、一部規制をやむを得ずにしてている。やっぱりそれだけ害が出ているってことだと思うんですよね。だから、人の歩くところだけにまくっていうのも、ちょっと人が通らないところやったらまだしも、それは私はやめるべきだと思います。

それともう一つ問題が、運動公園ですね。運動公園も子供たちとか散歩をする町民の方がたくさんいらっしゃいますけど、やっぱり町民の方から言われたんですね。「除草剤をまいてるんじゃないんですか？確認してください」っていう相談を受けて、見てみますと、夏ぐらいですかね、やっぱり遊歩道の脇1メートルぐらいが全部枯れてるんですよね。ここも危ないっちゃゆうか、危険ではないか。特に子供たちや、多くの町民が歩くところですね。っていうのは、まくべきではないと私は考えますが、いかがですか。

**議 長（白石雄二）**

高祖課長。

**生涯学習課長（高祖 睦）**

井手議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今年度、総合運動公園の遊歩道の周りを、草刈り・清掃を委託しているシルバー能力活用センターの方に、一応お願いをしてるんですけども、今年度ちょっと配置ができる人員が不足しております、今年ちょっと委託を請け負えないという旨のお申出がありまして、現在、職員で周りを管理しているような状況にはなりません。

御承知のとおり、遊歩道はインターロッキングになっておりまして、放置しますと、インターロッキングの間から草が生えてきまして、歩行等に若干なる支障が生じる恐れもありますので、草を抜く作業を行えば一番いいんでしょうけども、とてもちよっと追いつかないためにですね、今回、すみません、必要最小限となるように除草剤を散布させていただきました。

ただ、必要最小限となるよう濃度を薄く設定しまして、なるべく人に影響がないような形で散布をさせていただいているところでございます。

ちなみに、シルバー能力活用センターにおきましては、作業いただく方を、現在でも、見つけていただくように努力いただいているような現状ではございます。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

井手議員。

## 9 番（井手幸子）

2 番目の給食のところですけど、通告書にもありますように、学校給食の残留調査結果が、農民連の分析センターから出ております。

そして、ちょっとこれ、全国的なあれで、九州って福岡県とは限らないんですけど、学校給食、食パンでしょ。小麦の原産地が不明とかあるんですよ。その中に、グリホサートが 0.08 とかいう結果が出ているんですけど。

行政のほうは、「国の基準、国の基準」って言われますけどね、私、国の基準を調べて、この食品安全委員会の出してるあれで調べますと、1 日に体重 1 キログラムに対して 1 ミリグラムはいいですよって、これが基準だそうなんです。

でも、学校給食っていうのは、まあ、年間何日やってるか分かりませんが、それを継続して、やっぱり、体の中に入れてることとかを考えるとね。

まあ、国産が高いからとか、米パンは子供たちに人気がなかったっていう理由も、町長の答弁にありましたけど、子供たちの健康・成長に関わる重大な問題だと思いますんでね。それこそ、お金かかっても水巻の子供たち、小学校・中学校の子供たちに、やっぱり安全な食材を提供するっていうのが、自治体の役割だと思います。

この農民連の分析センターの分析結果を受けて、千葉県でも検出されてるんですけど、千葉県は 2020 年、2021 年に検査されてるんですけど、千葉県はすぐですね、その結果を受けて、3 割を国産小麦に変えたっていう情報もあるんですよ。

だから、地方自治体の考え次第で、いろいろ制御もできるし、やっぱり子供たちに金がかかるからっていうのは、ちょっと私は理由にならないと思いますけど、今後の学校給食についていかがお考えですか。

## 議 長（白石雄二）

佐藤課長。

## 学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えをいたします。

パンの安全性というところでございますけれども、今提供しているパン、これはですね、同様の規格で全国的に食べられているものでございます。

当町につきましては、週に2回ですね、パンのほうを提供しております。

全国的なところでですね、日本の小麦の自給率というのが14%でございます、なかなか国産小麦のパンをですね、当町に2,000人児童・生徒おりますけれども、こちらをそろえることが難しいという現状がございます。

そして、パンの価格、給食費との兼ね合いというところもございまして、また答弁にもありますようにですね、輸入小麦につきましては、国の基準を満たしているものが使用されております。安全性は確保されておりますので――。また、年3回ですけれども、国産小麦のパンのほうも提供しております。

一応、全体を踏まえてですね、今後も輸入パンのほうは使用していきたいというふうに考えております。

ただ、今後につきましてもですね、やはり子供たちや保護者の意見は聞いていかないといけないというふうに思っておりますので、栄養のバランスですとか、献立計画ですとか、あと、多様性のある食事の提供、あと、米飯とパンの供給の体制ですとか、そういった様々な調整のほうをですね、今後も研究・検証をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

井手議員。

## 9 番（井手幸子）

最後になりますけれども、今、国の基準を満たしてというふうに言われまして、答弁の中に、小麦粉自給率14%で、外国から輸入。でも、この分析センターの報告では、どこから輸入したかが分からないというずさんなところもありますけど、小麦を船に入れるときと、日本に到着してからの検査では問題がないって答弁されてますけどね。

これ、ポストハーベストというんですかね、収穫された後に農薬を散布する。でもこれ、日本の国は禁止をしてるんですよ。だから、日本はもちろん、国産には全然出てません。

だから今、需要供給ができるかどうかという答弁がありましたけど、先ほども言ってますように、全てじゃなくて、食材の多様性もありますけど、やっぱり質だと思うんですよ。

だから、この間の農業祭もありましたけど、そこの中に厚労省として、中間・遠賀で小麦を作ってる方とか、大豆を作ってる方の表彰があつてましたけど。まあ、できれば地産地消でというところも言いたいんですけどね。だから、割合として少し変えるとか。まあ高いからという、いろんな食材はそうだけど。

私は給食も当然義務教育ですので、やっぱり質にこだわって、水巻の地方自治体、町として、これからも供給をしていただきたいと思います。

意見で終わります。

## 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

私、ジェンダー問題について質問させていただきます。

令和元年の12月議会に引き続きまして、ジェンダー平等なまちづくりのためにということで、行政における男女共同参画をいかに進めていくかということ、今回も議論させていただきたいと思っております。

まず、ジェンダーとは何かということなんです。一般的には、「社会的・文化的につくられた性差」と定義をされております。男らしさ、女らしさ、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきというようなですね、社会が押しつける行動規範や役割分担を指しています。

それは決してですね、これは自然にできたものではありません。また人々の意識だけの問題でもありません。その時々時代の支配階級が人民を支配し、抑圧するために、政治的に作り出した。歴史的に押しつけてきたものです。

現代社会においては、法律や制度の上では、一見男女平等になったように見えますけれども、現代社会においても、女性の社会的地位はいまだに低いままで、根深い差別が残っております。

多くの女性が非正規で働いています。政治参加も遅れ、自由を阻害され、暴力にさらされ、その力を発揮することができておりません。その大本にあるのがジェンダー差別です。

ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別にかかわらず、個人の尊厳を大切にされて、自分らしく、全ての人にとって希望に満ちた社会です。この認識、これがまず重要です。

それでは具体的に、我が町の行政における男女共同参画を推進するために、審議会等委員における女性の比率について、質問をさせていただきたいと思います。

第3次プランの最終目標値は、令和10年度までに35%となっております。プラン策定の基準となった平成31年3月の数値は28.9%でした。

これまでの実績を見ますと、令和元年では、前年の28.9から31.4%と上がりました。それが令和2年度では30.8%に下がり、その後、令和3年、4年では順調に31.8、32.5と、目標の35%に、僅かですけど近づいていっておりました。

ところが本年、令和5年度では、何と30%を大きく下回り、28.8%という、もう図表では、まち・ひと・しごと創生ですかね、結果で見ますと、図表の数値にさえ載っていないというね。枠外ですよ。枠外にまで落ち込んでいるという数値となりました。基準とした、平成31年度の基準の数値さえ、低いんですね。

私が冒頭質問でお尋ねしたのは、このような結果になってしまったことについて、行政は、行政において男女共同参画を推進していく上では、行政の果たす役割は大きいと、自ら認識しているにもかかわらず、この結果について、行政の役割として何が不足していたのか、何でこんな結果になったのか、この結果をどう受け止め分析しているのかということをお尋ねいたしました。

なぜなら、結果の分析説明ができなければ、今後も目標値を達成できるわけもなく、これまでと同じ努力を重ねるだけでは、ほぼ達成の可能性はないと考えます。また、目標値も全く無意味なものとなってしまいます。達成するためには、行政として新たな取組や、新たな努力が必要だと考えます。

ところが、今回の答弁でも、「関係団体等からの代表が、依然として男性が多いという社会的背景が主な理由であると評価している」などとの答弁で、数値の悪さを、委員選出団体に責任転嫁しているような答弁です。「団体をお願いしているが、女性委員が選出されない。そのため、女性比率の上昇や低下に一喜一憂できないと考える」とまで答弁しています。本気で本町の行政における男女共同参画を進めるつもりがあるのかと。私は本当に残念でなりません。もう、ショックを受けました。この答弁で。

私は、行政における男女共同参画を進めるに当たって、行政が果たすべき役割は、答弁の、「各団体からの委員に女性委員を積極的に推進していただくことを継続してお願いをすることではない」、ここを指摘させていただきたいと思います。

これまでも、現第3次プランの前期実施計画においても、この5年間、団体をお願いをし続けてきたわけですね。そのお願いしてきた努力の結果が、5年前よりも低い数値という結果となって現れているわけです。

だから、この手法では、行政における男女共同参画の推進、ジェンダー平等は進まなかったということになると考えます。

このような結果が、こう示していると考えますが、どのように受け止めておられますか。

## 議長（白石雄二）

藤田課長。

## 地域づくり課長（藤田恵二）

岡田議員の御質問にお答えをいたします。

今言われましたとおり、目標値の数値には到達をしておりません。

ただ、やはり町長の答弁でもありましたとおり、どうしても町の附属機関の委員っていうのは、委員構成の中で、各団体に委員推薦をお願いするということが出てまいります。この中で、当然、お願いする際には、女性委員の積極的な登用ということで、お願いをしてみますが、やはりその団体等の御事情によって、男性委員が推薦されるというのが実情でございます。

ここは大変悩ましいところで、担当としましては、やはり女性の活躍の場、これは行政においてもですね、やはり活躍していただきたいというふうに考えておりますが、どうしても推薦に基づく委員構成という中でですね、ここは達成できていないものというのが現状でございます。

引き続き文書による依頼含めてですね、口頭でも積極的に女性委員の登用、また、組織における女性の位置づけ等についてもですね、行政としては、お願いをしてみらないといけないということで考えております。

以上です。

議長（白石雄二）

岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

担当課としてね、本当に大変悩ましく、御苦勞されているかと思いますが、お願いじゃ多分駄目と思います。

それですね、私が今日、議論させていただきたいのは、行政における男女共同参画を進めるために、行政は何をしたらいいのかと。どんな役割を果たさなければならないのかということです。これが本日の質問の私のテーマです。

行政が、各団体に女性委員をと、お願いする努力。これでは、もうこの結果、5年前に戻っちゃったんですね。5年間お願いし続けてきたけれども。

男女行革は進まないことが分かったわけですから、行政が努力しなければならないのは、関係団体に対してですね、男女共同参画、ジェンダー平等がなぜ今求められているのか。女性の社会的地位が低い日本の歴史的な経過とか、ジェンダー差別の現状、90年代以降、世界がジェンダー主流化を合い言葉にしてですね、根強く男女格差の解消を進めてきていること。ジェンダー主流化というのは、あらゆる分野で計画、法律、政策などをジェンダーの視点でとらえ直して、全ての人の人権を支える仕組み、これを根底からつくり直していくということです。

そのために、政治家や企業の管理職はもちろん、各種団体、地域などあらゆる場面で女性の参画を進めることが今、求められている。意思決定の場に女性を増やすことが、ジェンダー平等を進めるために欠かせない。こういうことをですね、やっぱりその関係団体の皆さんにね、やっぱり訴えないといけないと思うんですよ。ただ「女性を女性を」と言って、「何で女性なんか」っていうだけの認識の方も中にはいらっしゃるかもしれませんよ。けど、今そういう時代じゃないんですよ、ということです。

国連の持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す17の目標、SDGsの5番目にですね、ジェンダー平等を実現しようというのが掲げられていますよね。このことが、本町の地域社会、男性も女性も、どんな性を持つ人も、自分らしく生きられる社会をつくっていくという基礎になっていくわけです。だから、政策や意思決定の場において、男性しかいない状況は許されないわけです。

その構成を、少なくとも女性を3割から4割、2030年までには男女半数ずつ、これを目指して、それが当たり前の社会を目指していく。この努力を続けていくことで、この社会全体が、誰もが生きやすい社会に近づいていくことができるという、こういうジェンダー平等の意味、ジェンダー主流化を進めるという意味、これを理解してもらおう努力こそが今、行政の果たす役割なのではないでしょうか。

その基本がですね、土台がね、抜けているから、数字だけ目標値を定めても、その目標数値の持つ深い本来の意味を理解せずに、数字に一喜一憂するつもりもないとか、こんな答弁になるわけですよ。

行政に携わる方々が、まず、このジェンダー平等、ジェンダー主流化を進めなければならない、その深い意味をね、しっかり——。特に課長さん方も女性がほとんどおりません。そうい

う中でですね、まず行政に携わる方が理解することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

藤田課長。

**地域づくり課長（藤田恵二）**

岡田議員の御質問にお答えをいたします。

今言われた、男女平等参画社会の構築・構成、誰もが性別にかかわらず、自分らしく生きていける、そして、女性が、今まで、一部では虐げられてきた女性が、これからも活躍できるようにするというのは、もう国も含めてですね、様々な法律でそれを推し進めていこうというふうになっているというふうに承知をしております。

今言われた部分についてはですね、行政の役割、何なのかというところも含めてですね、これ、水巻町だけの問題でもないと思います。国、県、町、日本国全体でですね、取り組んでいかなければならないというような、重要な問題だと思います。

今までのやり方では、女性が活躍できる場が変わらないんじゃないかというような御指摘もありましたので、その辺については、当然、男女共同参画を推進する担当課としてですね、進めていかなければならないというふうに考えております。

行政の役割というところで、町もですね、そういった状況の中、担当としても指をくわえているわけではなくて、やはり町内の男女平等参画を進める上でですね、外部機関である男女共同参画懇話会にですね、いろいろな部分について助言、提言をいただくとともに、庁舎内においても、全課長によって組織する推進委員会というものがございまして、定期的にこういった会議も開催をしておりますので、その中で、担当課としてさらに何ができるのかというところを今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

まずですね、本当に課長職の方々が、このジェンダー平等ということ、その主流化を進めることの重要性、これをしっかり認識していただかなければ、多分、次に問題としております、役場の役職者における女性の率ですけど、これも進まないと思います。

次に、役職者の数値について述べますね。

令和4年の時点で、役職者は、65人中女性が15人で23.1%、令和5年では21.7%で、前年度よりも、またこれも低い数値となっております。

もともと基準の平成31年の数値では、目標値25%と同じ数値でですね、平成31年ではこれ、たまたまなんでしょうけど、たまたま25%を達成しておりました。

このままいけばよかったですけども、どんどん悪化をして、今年の7月の時点では女性2

人が係長になりましたと、係長職と同等の主査に昇格しましたということで、23.9%となって、前年よりは上回りましたという、本当に低迷した結果です。

この結果についてね、答弁では、これまでずっと町長がそう言われるんですけど、「もともと職員の比率が男性職員が多くて、能力に応じた昇格を行ってきた結果だ」と述べています。

実際これまで採用してきた職員の男女比率が男性のほうが多かったというのが事実ならば、割合的に、女性の管理職も少ないというのは分からない話ではありません。

しかし、問題はその後の答弁で、「男性女性にかかわらず、職員個々の能力や適性を重視する必要がありますので、女性比率25%を掲げてまいります。役職者への登用は、今後も適切な人事を行ってまいります。」と答弁していることです。

全体の職員比率が、ほぼ男性6割、女性4割程度にはなってるんじゃないでしょうか。そうであるなら、役職者に占める女性の割合も4割はいいと私は考えます。

しかし、実際には25%を切り、4分の1にも達しておらず、僅かに2割を超える程度の比率です。

女性職員の比率が全体の4分の1だから女性管理職も4分の1ですというのなら、説得力がありますが、庁舎内の人事管理においては、女性管理職が非常に少ないのは、本町としてのジェンダー平等の意識の低さが表れている結果だと私は考えます。

町長と令和元年の12月議会で議論しました。その際、「能力でたまたまそうになっているだけだ、男女差別をしていない、能力の差だ」と何度も答弁されました。それは、女性職員の能力が低いから課長職にはつけられないと言っているように聞こえます。

町長のジェンダー意識の低さを少し感じております。

庁舎内でジェンダー平等を進めていくその先頭に町長が立つのならば、さきの議会で答弁したような、「総務財政委員会の課長に女性がいないのはたまたまそうなのだけです。能力で男女関係なく平等にやっています。」などと答弁しては駄目なんです。

これだけジェンダー主流化が求められている社会の中で、町長は、「今後の人事においては、最低でも全ての会議に、女性の数を3割は切らないように努力したい」、このように答弁すべきだったと私は考えます。

そうしてこそ、本町が女性の活躍と女性の持つ力を引き出すことに本気で取り組んでいる、そういうことが町民にも伝わって、ジェンダー平等社会を実現するために、本気で町長がやってくれているんだと。町長の姿勢がですね、女性を元気づけると同時に、男性だからこうあらねばならないなどという、これまでの男性の生きにくさ、そういう社会ではなく、誰にとっても生きやすい、男性の生き方さえ変えていく、誰にとっても生きやすい、社会の実現に近づけていくものだと私は考えております。

それで、先日のね、12月2日「人権と青少年のつどい」、ありましたね。本当に私は、あの発言に子供たちの未来に期待もしたいし、本当に励まされました。

小学生の男子が、ジェンダーレスの未来へということで発言しました。なぜSDGsで掲げているジェンダー平等の社会にならないのか。男女で生き方を決めつけられたくない。誰がそんな生きにくい社会をつくっているのか。このように、男子は発言しました。私は行政に関わる者として、本当に課題を突きつけられた思いがしました。



ジェンダー問題について、行政に関わる者は、もっと深い理解が求められているというふう  
に考えております。

ぜひですね、ジェンダー問題などについての研修、今、実際はどのようになっているんでし  
ょうか。お尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

先ほど、藤田課長のほうからも答弁がございましたけども、男女共同参画に関します、全課  
長で構成する組織等もございまして、その中で毎年会議もしております。

そういった中で、関係職員のほうへのですね、そういった周知というものも図っていくよう  
にはしております。

またですね、先月の11月29日にはなるんですけども、直接ジェンダーではございませんけ  
ども、あらゆる職場でのハラスメントの防止場面ですね、そういった研修のほうも実施をして  
いるところでございます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

ぜひですね、次の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の問題もそうなんですけど、やは  
り特別な研修が必要だと思います。

なかなか、ジェンダーっていうのは、先ほど申しましたように、もう明治維新以降ですね、  
ずーっと植え付けられ、江戸時代は結構男女平等やったんですよ。それが明治維新以降ですね、  
明治政府以降ずーっとこれ、植え付けられたものなんですよ。女性は家で、ということがです  
ね。

だからなかなかこの頭とか意識とか切り変わらないので、そのためには研修しかないんで  
す。学ぶことしかないんです。

ぜひですね、この研修を、職員の、特に管理職の皆さん方、もちろん、全職員に対してです  
ね、前回の答弁でも「研修をやっております」という町長の答弁がありましたので、ぜひ研  
修をきちっと位置づけていただきたいということで、研修計画の中にですね、位置づけていた  
だきたいと思っております。

それと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点ですけども、男女共同参画プランには  
本当に大事なところなんですけど、抜け落ちております。第5期の、国の中で位置づけられて  
いるのに、落ちてきているわけですよ。

この欠落っているのがですね、水巻町行政のジェンダー平等意識の醸成というのを阻害もし、これが生理の貧困への理解、そして小・中学校や公共施設のトイレの生理用品の配置が進まない、私は要因の一つになっているのではないかというふうに、本当に気が付きました。この観点が抜け落ちてる。

冒頭質問しましたように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点が、町のこの男女共同参画プランから抜け落ちているという、このことは大変重要な、重大な問題です。

後期計画には書き込む必要があると思いますが、ということでしたが、今のところまだ具体的なことは、答弁の中にはありませんでしたが、言えない段階なのか、ほとんど入っていないのか、そのことについて、よろしいでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

藤田課長。

## 地域づくり課長（藤田恵二）

御質問にお答えいたします。

答弁にもありましたとおり、現在、男女共同参画懇話会において後期計画策定の御審議をいただいておりますので、現時点では正確な計画ではないという前提でですね、現在骨子案としてパブリックコメントを実施しております。12月1日から15日までの間ということとしておまして、その内容について少し御紹介させていただきたいと思います。

後期計画の中でですね、基本方針の一つとなる、「誰もが安心して生活できる支援の充実」という項目を設けまして、その中でですね、「女性の心身の状態は、女性特有の変化を踏まえた支援が必要であり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持って取組を進める」ということとしておまして、具体的な施策としてはですね、まずはですね、この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の周知啓発について、掲載する予定——。今のところ予定ですね。——としております。

まず、この言葉自体、広く浸透しているとは言えない現状においてですね、まずはこの言葉の意味を知っていただくということを目標に、行政の役割として、周知啓発に取り組むというものでございます。

先ほどもございましたSDGsの中にでもですね、目標3「すべての人に健康と福祉を」、また、目標5のですね、「ジェンダー平等を実現しよう」においてもですね、このことは保障することが記されておりますので、担当としましてはですね、本町の計画に盛り込むことは、必要なものであるというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

それですね、トイレへの生理用品の配置につながるわけですが、**「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」**の観点がですね、これまでの、住民への周知はまだまだというにしてもですね、やっぱり各課において十分に浸透して、そういうことについてほとんど議論されていなかったんじゃないかというふうに思います。

だから、もしそれができていたならばですね、当然、学校のトイレや公共施設への生理用品の配置、あるいは子供たちの実態を調べるためにですね、どうなんだろうかということでアンケートを取ったりですね、まずはどこからでも、トイレに生理用品を配置するという実証実験をやってみるとかですね、子供たちも本当に困っていることがないのかと。

子供に寄り添うって先ほど教育長、言われましたけど、子供に寄り添うためには子供に近づかないと駄目なんですよ。子供から近づいてきなさいという、そういう上から目線がね、駄目なんですよ。本当に困っていることに寄り添っていきこうという姿勢、これがないといけないと思うんですね。

本当に教育長答弁は、残念な答弁でした。令和3年6月議会の答弁と、ほとんどそっくり。全く進展がありません。やっぱり、ということは、2年半前の姿勢と全く変わっていないと。認識が深まっていないということですよね。

自分からですね、本当に困っている生理の貧困についてね、困っている子供がね、自分から学校になかなか、困ってますって言えませんよ。

その力をね、育んでいくことも教育の一つであるとかね。こんな上から目線は、もう本当にちょっと考えられませんよね。

そうじゃなくって、言い出しにくい子に寄り添わないといけないわけでしょ。だからその立ち位置を変えていただきたいと思っております。

子供たちが困っていること、特に生理については言い出しにくい。恥ずかしい。そのことがまず、そういう状況がまず生理の貧困なんですよ。この認識が要るわけです。

子供に寄り添って、子供の実態を知ること、教育現場が心を砕く。このことが必要だと私は考えております。

生徒が安心して、学校で過ごせるようにすることが一番大事なことなんです。

生理で困ったときに、トイレに行けばね、トイレに行けば生理用品が置いてある。安心して学校に行ける。そういう状況をつくるのが今必要だと思うんですね。

2年半前に質問したときに、小・中学校の生理の貧困について何をどう進めてきたのか。

あれから——、2年半前に質問しましたが、教育長の答弁では、状況を把握するような検討をしていきたい、こういう答弁がありました。

何をどう検討されて、何をどう進めてきたのか、答弁を求めます。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

生理の貧困ということで、ジェンダーの観点から御質問がございましたけれども、私も、上から目線と言われれば、なかなか言いにくいんですけども、教育をしております。

今の子供たちの現状を少しでも変えていこうと、子供たちの心身の健康であるとか、発達であるとかですね、それを支えていこうということで、一生懸命やっております。

今の子供たちに私が感じているのは、やっぱりこの問題についてもそうですけど、一人一人の、男の子も女の子もですね、主体的に物を考えて、主体的に行動する力を育てることが、今の時代ですね、非常に大事になってきているというふうに思います。

先ほど、人権の折のスピーチフェアのことを御指摘いただきましたけれども、私も子供たちの意見を聞きながらですね、そういう芽がやっぱり育ってきているように思います。

こういう問題というのは、先ほど、明治維新以降というふうにおっしゃいましたけども、非常にやっぱり時間のかかることだろうというふうには一方で思います。

ただ、その時間を待っていてもしょうがないので、私ども教育の立場ですので、教育活動を通してですね、こういうことが恥ずかしいとか言い出しにくいとかいうような子供ではなくて、しっかりちゃんと言える、堂々と言える、困ってるんですと言える、そういうような教育風土といいますかね、大人の社会でもそうだと思いますけども、この子供たちが将来、社会を担っていく人材に育っていくわけですから、この子供たちの成長はですね、非常に大きいというふうに思っております。

学校の対応といたしましては、先ほど答弁いたしましたように、現状そういうような状況が急に起こったような子供さんについてはですね、遠慮なく保健室に申し出て、その場で配布をしております。

そういう行動の方法についてはですね、担任や養護教諭、あるいは体育の授業の中で、しっかりと説明をし、教育をしているところでございますので、それは寄り添ってないということではなくてですね、そういうような取組を今までしてきておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

すいません、トイレに置くことが大事だということの意味がね、教育長、理解しようとしないと駄目ですよ。

自分から言い出してください、保健所に取りに来ればありますよ、じゃないんですよ。

実験したところでは、11月にトイレに置いたところですね、1か月の使用枚数が506枚やったそうです。10月に保健室に取りに来た子はたった20枚ですよ。それぐらい行きにくい。

学校で、現場で女子の生理の貧困が起こってるってということについて、これをどうやって変えていって、子供たちが心身ともに学校に安心して登校できるか。

生理で学校を休んでる子もいるんですよ。ナプキンがなくて休んでる子もいるかもしれませ

んよ。

まず、実態調査をするということが大事なんじゃないでしょうか。アンケートでも取ってください。お願いします。

**議 長（白石雄二）**

はい、井手議員。

**9 番（井手幸子）**

除草剤について、最後にですね、ちょっとお約束っていうか、考えてほしいのが、先ほどの質問にも出しましたけれど、運動公園とか河川敷にはなるべく使ってほしくない。

もうどうしても使う場合には、ここは除草剤を散布してますっていう表示をですね、町民の方の話では、何年か前まではそういうのもしてあったと。

町民に知らせてくれるっていうのを、ちょっとお約束をしていただきたいんですけど、いかがですか。

**議 長（白石雄二）**

北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

議員の御質問お答えいたします。

看板設置等につきましては、今後十分ですね、周りの状況も調べまして、検討したいと思います。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 42 分 再開

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。2番、光進会。はい、廣瀬議員。

**6 番（廣瀬 猛）**

6番、廣瀬です。光進会を代表して、一般質問をいたします。

教育現場におけるスクールロイヤーについて。

スクールロイヤーとは、学校で発生する様々な問題について、子供の最善の利益を念頭に置

きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士のことです。

現在、全国の学校・教育現場においては、児童・生徒間のトラブル、いじめ、不登校、児童虐待、保護者間のトラブル、保護者・外部からの過剰な要求、教員の労働問題など、様々な問題が押し寄せてきており、学校だけで対応することが困難な事案が数多く生じています。このような場合に、スクールロイヤーとして初期段階から弁護士に関わってもらうことで、事前予防、また事案の深刻化を防ぎ、速やかな問題解決につなげることができ、幅広い効果が期待できるものと認識しています。

また、スクールロイヤーが注目されるようになり、文部科学省は2020年度から、スクールロイヤーを全国に配置する方針で進めてきており、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士などへの法務相談経費について、地方交付税措置が行われるようになりました。これは、いじめ問題や保護者への対応に限るものではなく、相談全般に対して使える経費になっています。

そこでお尋ねします。水巻町におけるスクールロイヤーの整備状況について伺います。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

教育現場におけるスクールロイヤーについて、の御質問にお答えします。

水巻町におけるスクールロイヤーの整備状況について、のお尋ねですが、近年、学校では、不登校の増加、いじめや暴力、落ち着きのなさ等の児童・生徒の問題行動の増加、また、子供の抱える問題の質的变化に伴う深刻化が進んでいます。そこで、教職員だけで対応するのではなく、外部の専門家・専門機関との連携など、学校・教師をサポートする体制が必要とされ、紛争解決の専門家である弁護士の必要性が非常に高まっています。

日本弁護士連合会も、学校で発生する様々な問題について、「法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士」を活用するよう提言しており、学校現場で発生する様々な問題に対して、裁判になってから関わるのではなく、トラブルが予測されそうな段階から、学校の相談相手としての立場で、子供の最善の利益の観点から、教育や福祉、子供の権利等の視点を取り入れながら継続的に助言し、トラブルの未然防止を重視しています。また、文部科学省は、スクールロイヤーを学校の顧問弁護士のようなものと位置づけ、教職員を法的な観点からサポートすることを期待しています。

スクールロイヤーについて、水巻町教育委員会におきましては、平成29年度より学校教育に深い見識を持つ弁護士1名と顧問委託を行い、法的な視点から学校や教育委員会の個別の相談を受けていただいております。

相談を受けた学校からは、「スクールロイヤー活用のメリットを十分に感じており、これまでは学校内のトラブルでの学校の対応に大変苦慮しておりましたが、法的な後ろ盾により毅然と

して適切な対応ができ、見通しを持って事案に対応することができるようになった。」と好評を得ています。

今後も、事案の重篤化を防ぎ、早期解決につなげていくよう、スクールロイヤーの活動について学校へ周知いたしますとともに、これまでの相談例を具体的に示しながら、できるだけ早い段階で法律の専門家へ相談をつなぐ仕組みを工夫し、子供たちにとって、安全・安心な教育環境を整えてまいりたいと考えております。

**議 長（白石雄二）**

これより、再質問をお受けいたします。はい、廣瀬議員。

**6 番（廣瀬 猛）**

再質問いたします。

今ですね、水巻町では教育委員会独自で弁護士と顧問関係を結んで、学校運営上の相談などを行っているとのことであり、法律の専門家からの適切なアドバイスは、非常に価値あるものではないかと思っております。

具体的にどのくらいの件数で、どのような場合に活用しているのでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

佐藤課長。

**学校教育課長（佐藤 治）**

廣瀬議員の再質問にお答えをいたします。

顧問弁護士の相談実績の件数でございますけれども、令和2年が6件、令和3年が8件、令和4年が8件ですね。平均しますと、年間7件程度の相談を行っております。

その内容としましてはですね、児童・生徒同士のトラブルですとか、保護者からのクレーム。度を越したと思われるような要求に対する対応ですとか、少年非行。また、ネグレクトと思われる親への対応ですとか、あと、地域からの苦情。そういったところで、幅広い内容というふうになっております。

学校では、予想がつかないような問題がいろいろと発生しますので、込み入った内容になりましたら、学校ではですね、顧問弁護士のほうに相談をして、法的根拠を確認した上で、適切に対応をするように心がけております。

先生方にとっては、弁護士さんのほうからアドバイスをもらえるということで、安心感を持って対応することができておりますし、早期対応・早期解決、また業務負担の軽減につながっているというふうに感じております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

廣瀬議員。

## 6 番（廣瀬 猛）

年間7件程度ということですが、まだまだ、保護者、また教職員の方々、学校関係者、また、地域の方にですね、周知されてないところがあるのではないかと思います。

だからこそ、7件程度というところでもあると思いますので、これから、教育現場の弁護士の活用方法についてもですね、見直すところ、また整えていかないといけないところがあれば、今後お願いしたいと思います。

次に、今ですね、子供たちを取り巻く現代の複雑な環境下において、学校現場では日々多くの問題が生じております。学校の先生だけで抱え込むのではなく、関係機関を含め、全体で対応していくことが重要だと思っております。

様々な問題が起こった際にですね、組織的な対応をですね、水巻町としてどのようなことを行っているのでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

## 学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えをいたします。

議員が御指摘のように、スクールロイヤーの活用というところで、まだまだ活用が少なく、十分でないところがございます。

学校で問題が生じたときに、どうしても先生方が、自分1人で解決しようとして頑張ってしまったりとかですね、あと、学校の管理職も学校内で抱え込んでしまったりしてですね、対応が遅れてしまうような場合もございます。

教育委員会においては、指導主事はもとより、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、そしてスクールロイヤー、弁護士も備えておりますので、連携をしてですね、それぞれの専門性を生かしながら問題を解決していくように取り組んでおります。

また、当町では、学校運営協議会など、地域や保護者の方も協力をいただいて、みんなで学校を支えていくというような活動を進めております。

そういったところにつきましても、弁護士さんのほうから助言などいただきまして、子供たちのよりよい教育につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

## 6 番（廣瀬 猛）

今、答弁があったように、自分で解決しようと頑張って、また、結局それですね、結局学校や個人で抱えることがある、ということなのでですね、先ほどと一緒にいるのですが、そう



いった問題が起きたときに、そういった対象となる方々が、もっとスムーズに、こういった弁護士などの方を活用できるようにしていただきたいと思いますので、そういった体制づくりにも今から取り組んでいただけるよう、お願いを申し上げ、光進会の再質問を終わりたいと思います。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

以上で2番、光進会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 00 時 58 分 再開

#### 議 長（白石雄二）

再開いたします。3番、公明党。はい、水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

4番、水ノ江です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をいたします。

初めに、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について。

11月29日、国会で2023年度補正予算が成立しました。公明党の提言が反映され、物価高対策として、自治体向けの重点支援地方交付金の増額が盛り込まれました。

重点支援地方交付金は、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対して、自治体が独自に支援する財源となるものです。交付金の使途は、2つの柱で構成されています。

1つ目は、低所得世帯への支援で、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を追加給付します。早ければ年内給付開始を目指しており、今夏以降に給付した3万円と合わせて、計10万円の支援策です。住民税均等割のみ課税等の低所得世帯については、令和6年度実施が予定される定額減税の際に、重点支援地方交付金としての対応を政府として予定していると聞き及んでいます。

2つ目は、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に活用できる「推奨事業メニュー」です。政府は、生活者と事業者の両面で物価高支援の事業例を挙げています。

生活者支援では、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業となっています。

事業者支援では、医療や介護施設での光熱費・食料品価格の高騰分に対する支援のほか、中小企業に対するエネルギー価格の負担緩和策などを挙げています。

また、政府が示したメニュー以外でも、自治体が効果的と考える支援策があれば、実施計画を策定して申請することができるとなっています。本町においても、速やかに予算化し、物価高から町民の生活を守る対策に迅速に実行すべきだと考えます。

そこで、以下質問し、町としての見解を伺います。

(1) 生活者支援について伺います。①低所得世帯、子育て世帯への物価高騰対策への支援を考えていますか。②エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の生活支援のための対策を考えていますか。

(2) 事業者支援について伺います。こども食堂、介護施設等、障がい者福祉サービス施設等、放課後等デイサービスに対する食料品価格の高騰、エネルギー価格の高騰に対しての支援を考えておられますか。

次に、視覚障がい者の情報取得について。

全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されました。ところが、今も視覚障がい者にとって、情報の取得や利用には多くの苦勞があります。

視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読や、パソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して、活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります。

自宅に届く郵便物は、補助者による代読か、文字をコード情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いています。

視覚障がいの手帳を持っている人のうち、「点字」が読める人は、僅か1割。ほかの疾病や高齢化などで、文字を読み辛い人は160万人とも言われています。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報を、デジタル情報に変える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。

新しく開発された「Uni-Voice」という音声コードは、スマートフォンで無料のユニボイスアプリで再生できます。また、印刷に使うユニボイスコードは、専用の音声コード生成アプリが必要となりますが、自治体、公益社団法人等には無償提供されます。

この音声コードの生成アプリは、Wordにアドインされ、音声に変えたい文章を作成すれば自動で生成されます。つまり、スマートフォンさえあれば、無料のアプリを使って音声に再生されますので、視覚障がい者のみならず、文字が読みにくくなった方でも簡単に利用できます。

さらに、ユニボイスアプリの文字情報は、日本語に限らず英語、中国語、韓国語など19言語に対応しており、特に外国人への防災情報の提供にも役立てることが出来ます。すでに、政府をはじめ、各地方自治体での導入が進んでいます。

印刷物に音声コードが付いている場合、紙媒体の端に「切り欠き」と呼ばれる半円の穴が付いているため、視覚障がい者は、そこを指で触れば音声コードの場所が分かります。

例えば、代表的な例として、選挙の「投票所入場券」があります。本町から届くこうした封書のほとんどに音声コードが付いていないため、何の封書か分からず、誤って捨ててしまうこともあります。また、最近の例では「ワクチン接種券」も同じです。

せめて、国や本町からの公的な通知や広報、また、年金や医療、各種保険のお知らせ、公共料金の通知などに音声コードを付けるべきだと考えます。もちろん封書の中身にも必要です。

そこで、以下質問し、町としての見解を伺います。

(1) 日常生活用具として導入されている視覚障がい者用活字文書読み上げ装置の利用状況について伺います。

(2) 本町や近隣市町村の音声コードを使った印刷物については、どのようなものがあるのか、現状について伺います。

(3) 視覚障がい者はもとより、誰にでもやさしい情報のユニバーサルデザインに向けて、音声コードU n i - V o i c e等を本町の広報みずまきや通知文などの印刷物に活用することについての見解を伺います。

次に、HPVワクチン接種について。

厚生労働省の統計によると、日本ではHPV（ヒトパピローマウイルス）により、毎年約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかり、30歳代までにがんの治療で子宮を失う女性が年間約1,000人、そして亡くなる方が年間約2,900人となっています。

「子宮頸がんはワクチンと検診で予防できる。ワクチン接種への積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務だ。」と、国立がんセンターウェブサイトで呼びかけるなど、厚生労働省は約9年間のワクチン接種の積極的勧奨の差し控えを方向転換し、令和4年度4月からHPVワクチン接種の積極的勧奨を再開しました。約9年間の接種差し控えの影響を受けた世代も、無料で接種できる「キャッチアップ接種」が実施されています。

本町においても、令和4年3月議会一般質問で、国の指針の変更に従い、対象年齢層の小学6年生から高校1年生への定期接種の積極的勧奨と、接種を逃した世代へのキャッチアップ接種を、個別に丁寧に案内し、周知していくことを確認いたしました。

今回は接種の進捗状況をお聞きするとともに、HPVワクチン接種の男性への助成について、質問させていただきます。

(1) 定期接種対象者とキャッチアップ接種対象者のワクチン接種状況をお知らせください。

(2) キャッチアップ接種対象者が無料で接種できるのが、令和6年度末までの時限措置となっています。未接種の対象者に、今後どのような周知・啓発を行いますか。

(3) HPVは女性特有の子宮頸がんだけでなく、男性もかかる中咽頭がん、肛門がん、陰茎がん、尖圭コンジローマなどの原因にもなります。WHOのホームページによると、HPVワクチン接種を公費で男女ともに接種している国は57か国にも上っており、男性の接種率が、オーストラリア73%、カナダ73%、イギリス71%、アメリカ68%となっています。日本の厚生科学審議会においても、令和3年10月1日、「男女共にHPVワクチンを接種することにより効果的に感染の広がりを抑えることができ、集団免疫が得られる。」と報告しています。

男性へのワクチン接種の公費助成を行っている各自治体の状況を、お聞かせください。

(4) 本町も男性へのワクチン接種の公費助成を実施すべきと思いますが、町の見解をお尋ねします。

最後に、ドローン（無人航空機）の利活用について。

ドローン（無人航空機）の利用目的は様々ですが、上空から撮影する空撮が多くを占めています。そして、映画撮影やスポーツ中継など、エンターテインメント分野にも使用されていて、個人的な趣味としての利用もあります。

近年、全国各地で災害が多く発生しています。地震や台風など自然災害から住民を守る防災

対策の重要性は高くなり、被災状況を迅速に把握するため、ドローンを活用して、デジタルの力で防災の質を向上させることは大切です。ドローンは人の立ち入りが危険な状況となっている災害の調査も、容易に行うことができるというメリットがあります。

2022年12月に改正航空法が施行されました。一定の条件の下、有人地帯での目視外飛行（レベル4）が可能になり、操縦者の国家資格が創設され、許可申請が簡略化されました。

ドローンは、エンターテイメントや農業、物流、測量といった産業分野のほか、災害調査など、多くの分野で活躍できる可能性があると考えます。ドローンは将来的にも活用が大いに期待されています。

そこでお尋ねいたします。

（1）ドローンといっても、空撮や産業など使用目的は様々あります。町が所有するドローンの性能と利用法についてお伺いします。

（2）町には農業従事者の高齢化や後継者不足の問題があります。ドローンなどを使って、種まきや肥料・農薬散布など作業の効率化が期待できる「スマート農業」の普及についてお伺いします。

（3）地震や台風等の災害時に備えて、ドローンを活用した訓練が必要と考えますが、町の見解をお伺いします。

（4）ドローンを活用する先進の自治体では、インフラ（橋梁等）の点検は、ドローン団体や民間企業と協定を結び、職員が技能を習得し、自ら操作してコスト削減を目指しています。このような取組について、町長の見解をお伺いします。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

初めに、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について、の御質問にお答えします

1点目の生活者支援についてのお尋ねと、2点目の事業者支援についてのお尋ねは、関連がありますので一括してお答えします。

本町では、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年度以降、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、様々な支援施策を幅広く展開してまいりました。今年度においては、主に物価高対策として3つの支援施策に取り組んでおります。

1つ目は、特に物価高の影響を大きく受ける住民税非課税世帯の皆様へ、1世帯当たり3万円を給付する「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」です。

2つ目は、物価高の影響を受けながらも、これまで国からの支援が手薄になっていた住民税非課税世帯及び子育て世帯以外の皆様に対して、1世帯当たり2万円を給付する、町独自の支援施策「みずまき暮らし・生活支援臨時特別給付金事業」です。

3つ目は、日常の買い物などに使っていただくことができ、住民の家計の負担軽減と事業者支援や地域経済の活性化に寄与する「プレミアム付き商品券事業」です。

このように、今年度も物価高に対して、切れ目のない支援施策を展開しているところです。また、御質問にもありますように、国の令和5年度補正予算において、重点支援地方交付金が追加交付される見込みになっております。

なお、今回の重点支援地方交付金については、低所得世帯支援枠と推奨事業メニューに枠が分かれております。それぞれの枠で対象となる事業が示されており、各自治体への交付限度額が算定されますので、それに基づいて支援施策を検討することとなります。

そこで、お尋ねの、本町の重点支援地方交付金を活用した物価高に関する支援施策の検討状況について御説明いたします。

まず、低所得世帯支援枠については、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策にのっとり、物価高の影響を現在も強く受けている非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円の給付を予定しています。また、給付をできる限り速やかに開始するため、本議会に必要となる事業費を補正予算として提案しているところです。

次に、推奨事業メニューについては、現在実施する事業に関して検討を進めている段階です。現時点では実施する事業は未定ですが、御質問にありますように、長引く物価高の影響を受ける生活者、そして事業者の皆様に対して、着実に支援ができるよう、検討を進めてまいります。なお、推奨事業メニューで実施する事業については、事業内容が決定され次第、速やかに予算計上したいと考えております。

次に、視覚障がい者の情報取得について、の御質問にお答えします。

全ての障がい者があらゆる社会活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が欠かせないことから、令和4年5月にいわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律の基本理念の一つに、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」と示されています。

視覚障がいのある方にとっては、障がいのない方と同等に情報を取得することは大変難しいことではありますが、それを支援するサービスの一つとして日常生活用具の支給事業があります。

そこで、まず1点目の、日常生活用具として導入されている「視覚障がい者用活字文書読み上げ装置」の利用状況について、のお尋ねですが、日常生活用具事業とは、障がいをお持ちの方の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付又は貸与するもので、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業となっています。

視覚障がい者用の日常生活用具の給付状況としましては、令和3年度からの実績で、「視覚障がい者用活字文書読み上げ装置」が1件あり、そのほか、「点字器」が1件、「視覚障がい者用拡大読書器」が1件、情報・通信支援用具である「パソコンのアプリケーションソフト」が3件となっています。

次に2点目の、本町や近隣市町村の音声コードを使った印刷物にはどのようなものがあるのか、その現状についてお伺いします、とのお尋ねですが、本町では、音声コードを使った印刷物での情報発信につきましては、取組が進んでいない状況であります。しかし、視覚障がい者への情報提供の取組として、町の広報紙を「声の広報」として、ボランティア団体に朗読していただき、録音した音声データを届けるサービスを社会福祉協議会を通して実施しています。

現在約7名の視覚障がいの方が利用されている状況です。

また、遠賀郡内の音声コードを使った印刷物の取組状況は、本町と同様で取組が進んでいない状況です。ただし、中間市においては、平成26年に特定非営利活動法人から作成ソフトの贈呈を受け、選挙入場券の内容のお知らせに、音声コードの活用がされております。

次に3点目の、視覚障がい者はもとより、誰にでもやさしい情報のユニバーサルデザインに向けて、音声コードユニボイス等を本町の広報みずまきや通知文などの印刷物に活用することについての見解を伺います、とのお尋ねですが、音声コードユニボイスは、文字情報を二次元コードに変換したもので、スマートフォンをかざすことで、その内容を音声で聴くことができ、視覚障がいのある方だけでなく、文字が見えづらい高齢者にとっても、情報アクセシビリティの向上が図れるツールです。

行政から個人宛てに発送する通知文については、その大部分が町の総合行政システムから直接発行しているため、音声コードユニボイスを活用するには、変換する作業が別途必要となり、公的な文書全てに音声コードユニボイスを活用することは難しいと考えております。

しかし、情報の取得において、視覚障がい者を含め、様々な障がいの特性に配慮した環境の整備を進めていくことは重要でありますので、今後、すでに導入している先進自治体の事例検討や、導入し運用していく上での課題の洗い出しを行い、導入に向けた調査研究を行ってまいります。

次に、HPVワクチン接種について、の御質問にお答えします。

子宮頸がんは、発がん性のヒトパピローマウイルス、HPVというウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。このウイルスに感染することは決して特別なことではなく、性交経験がある女性であれば、誰でも感染する可能性があります。近年では、子宮頸がんと診断される20代から30代の若年層の感染が増加傾向にあります。

感染を防ぐことが、がんにならないための手段であり、HPV感染症ワクチンを接種することで、4価ワクチンであれば、子宮頸がんの原因の50%から70%、9価ワクチンであれば、80%から90%を防ぐことができます。

平成25年4月に、HPV感染症は予防接種法第2条第2項のA類疾病に位置づけられ、小学校6年生から高校1年生の女子を対象に定期予防接種が開始されましたが、接種後に持続的な激しい疼痛や運動障がいなどの症状が多数報告されたことを受け、同年6月より、積極的な接種勧奨は差し控えられていました。

その後、厚生労働省の検討部会等において、最新の見知を踏まえ、安全性について特段の懸念が認められないことなどが確認されたことにより、令和3年11月に積極的な勧奨の差し控えを終了し、令和4年4月から積極的な個別勧奨並びに接種機会を逃した人への接種の機会を提供する「キャッチアップ接種」が開始されました。

そこでまず1点目の、定期接種対象者とキャッチアップ接種対象者のワクチン接種状況について、のお尋ねですが、HPVワクチンの定期接種は、小学校6年から高校1年相当の女子が対象で、接種するワクチンや接種のタイミングで、2回または3回の接種を行います。

令和4年度の定期接種対象者は630人で、そのうち第1回目接種者が37人、第2回目接種者が23人、第3回目接種者が11人、延べ71人がHPVワクチンを接種しました。また、積極的

勧奨差控えの期間に、定期予防接種を受けていない平成9年度生まれから平成17年度生まれのキャッチアップ対象者は917人で、そのうち1回目接種者が51人、2回目接種者が48人、3回目接種者が27人、延べ126人が接種しました。

令和5年度は、9月までの状況になりますが、定期接種は延べ35人、キャッチアップ対象は、延べ99人の方が接種を行っています。

次に2点目の、未接種の対象者への今後の周知・啓発について、のお尋ねですが、令和4年4月からHPVワクチンの積極的勧奨の再開及び接種の機会を逃した人に対するキャッチアップ接種が開始され、本町でも、令和4年度の春にキャッチアップ対象者である917人に接種勧奨の案内チラシを個別に郵送しました。また定期接種対象者のうち、新たに接種対象年齢となった13歳と、定期接種が最終年齢である16歳の女子、229人に案内チラシを配布しました。

さらに、全体的な周知・啓発として、5月の広報みずまきに掲載し、ホームページには国の情報等にリンクできるよう、詳しい内容を掲載しています。接種実績としましては、令和3年度は延べ20件であった接種者数が、延べ197件と増加しました。

令和5年度には、従来のHPVワクチンに、さらに効果が高いと期待されている9価ワクチンが追加され、おおむね9価ワクチンを接種する人が増えている状況です。

今年度の受診勧奨につきましては、特に勧奨する年齢である13歳と16歳の女子222人に、5月に接種の勧奨を行っています。さらに9月中旬には、町内の中学生女子315人に学校を通して、新しいワクチンの有効性や安全性等を記したチラシを配布し、情報提供及び接種勧奨を行いました。

また10月には、福岡県から、HPVワクチンのキャッチアップ接種についての時限措置が令和6年度末をもって終了するため、キャッチアップ対象者について、さらに接種勧奨を強化してほしい旨の通知がありました。これを受け、広報みずまき12月25日号にキャッチアップ対象者に向けて接種勧奨する記事を掲載し、また、来年中央公民館で行われる「二十歳のつどい」でチラシを配布する予定です。

令和6年度につきましては、例年実施している13歳と16歳の女子への接種勧奨に加え、キャッチアップ対象者全員に個別通知をする予定です。HPVワクチン接種は1人につき2回から3回となっており、完了するまでに約半年の期間が必要となりますので、接種を希望する人に必要な情報が行き届き、安全に接種ができるよう、周知に努めてまいります。

次に3点目の、男性のワクチン接種の公費助成を行っている各自治体の状況をお聞かせください、とのお尋ねですが、男性のHPVワクチン接種については、令和2年12月に、9歳以上を対象にした4価ワクチンが、がん発生の予防効果があるとして、任意接種の対象になりました。予防接種には、法律に基づいて市町村が主体となって実施する「定期接種」と、各自の責任で行う「任意接種」があり、接種費用は、定期接種の場合は公費負担がありますが、任意接種は自己負担となり、男性のHPVワクチン接種にはおおむね5万円程度の費用が必要となります。現時点では、青森県平川市、北海道余市町、千葉県いすみ市、群馬県桐生市など9自治体が、HPVワクチン接種に対しての費用助成を実施しています。

最後に4点目の、男性のワクチン接種の公費助成について、のお尋ねですが、HPVワクチンの男性への接種については、令和4年8月4日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

の小委員会で、定期の予防接種として位置づける検討が始まり、男性に対するHPVワクチンの有効性や安全性、費用対効果について評価・検討がなされています。

HPVを女性だけの問題としては捉えず、男性にも同様に考えていくことは非常に重要であると考えています。助成につきましては、こうした国などの動向を注視しながら検討してまいりますが、まずは、接種率の低い女性の定期予防接種の接種率の向上のため、接種勧奨並びに情報提供に力を注ぎたいと考えています。

最後に、ドローン（無人航空機）の利活用について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、町が所有するドローンの性能と利用法について、のお尋ねですが、町が所有する施設において、維持管理を適切に行うためには、経年劣化による破損箇所などを早期に見出し、対応することが重要となります。しかし、それらの箇所を地上から目視で確認できない場合には、足場などを設置して確認・点検を行う必要があります。費用面や効率面で問題があります。そのため、住宅政策課において、令和3年度にドローンを1台購入し、令和4年度からその運用を開始しております。

そこで、町所有のドローンの性能についてですが、当該機種は赤外線機能こそありませんが、2000万画素の可視カメラを搭載しており、かなり詳細な静止画像及び動画の撮影が可能となっております。さらに、上空150メートルまでの目視の範囲の中では、風速10メートル程度までの環境の中で飛行が可能であり、バッテリー1本当たり、約45分間の継続飛行が可能となっております。なお、当該機種は夜間飛行も可能ですが、防水機能がないため、雨天時は運用できないものとなっております。

また、その利用法でございますが、国土交通省の飛行の許可・承認の範囲での使用となります。現在、個人的に民間技能証明を取得した建築技師2名により、目視内で自動・自立運転機能を活用して飛行を行う、いわゆる「レベル2」で運用を行っており、先ほども述べましたように、主に町が所有する施設の維持管理に活用しています。また最近では、広報紙に掲載する画像の撮影等にも活用しており、徐々にではありますが、その活用範囲を広げています。

今後もさらに、その有効的な活用方法について、検討を進めてまいります。

次に、2点目の、「スマート農業」の普及について、のお尋ねですが、まず、農林水産省の資料によりますと「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のこととされています。

スマート農業の効果としては、ロボットトラクター、スマホで操作する水田の水管理システムの活用等により、作業を自動化し、人手を省くことが可能になること、位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能になること、ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能となることなどが挙げられています。

ドローン等を使って種まきや肥料・農薬散布を行うことも、農作業の効率化を図る手段の一つであることは承知していますが、ドローン等を利用した営農管理は、連続した広い農地で実施することで、その効果が大きく現れるものと考えられます。

本町では、農業者それぞれが所有する農地面積が少なく、所有農地の場所も飛び地であった



り、隣接する農地で作付け品目が異なっていたり、施肥や農薬散布の時期にずれがあったりと、ドローンの利用による一体的な営農管理が行いにくいのが実情です。

このため、本町においては、現時点でドローン等を利用した「スマート農業」に直ちに取り組むことは難しいのではないかと考えています。

なお、現在、高齢化等による営農継続が難しい農地等については、農地の貸付制度により、担い手とされる農家への農地の集積を進めているところであります。集積が進めば、担い手間の耕作農地の交換等による農地の集約化が実現でき、連続した圃場の確保が図れますので、その時点で次の段階として、ドローン等の利用による効率的な営農が進められるものと考えています。

次に3点目の、地震や台風等の災害時に備えたドローン活用の訓練について、のお尋ねですが、道路寸断や二次災害の恐れがあり、人が立ち入れない災害現場や孤立集落の被災状況を上空から撮影したり、行方不明者を捜索したりするなど、自治体や消防署において災害時にドローンを活用する事例が増えています。

本町が所有するドローンの災害時の活用につきましては、上空からの広範囲な撮影で災害の規模や被害の全体像を把握することに役立てたり、被災した家屋の被害認定に使用したりすることが想定されます。また、より高性能なドローンや高度な技術を必要とする場合には、専門事業者に依頼して対応することも必要であると考えます。

いずれにしましても、災害時にドローンを有効活用できるよう、平常時における操作訓練や災害予防を兼ねた施設点検などで、職員が操作に習熟するとともに、さらなるドローンの活用事例などについても情報収集に努めてまいります。

最後に4点目の、橋梁等の点検でドローンを使用して、コスト削減を目指す取組について、のお尋ねですが、土木分野におけるドローンの利活用は、橋梁を点検する際に活用することや、災害が発生した場合のインフラの被災状況の確認などに用いることを想定しています。

橋梁等の点検につきましては、ドローンを用いることで、足場やボートなどの仮設費用が軽減され、点検期間の短縮にもなるようです。しかし、ドローンを利用した点検は、国や都道府県、および高速道路を運営しているNEXCOなどが管理する山間部や一級河川などに架かっている車両の通行規制を行うことが困難な橋梁で採用され始めたばかりで、一般的な市町村では実績が乏しいのが現状です。

また、調査会社などを通じて、ドローンを用いることの提案を受けることもありますが、積算に関する情報が十分でないこと、そして本町が管理する橋梁の規模が小さいことなどから、従来の点検方法と比較検討した結果、割高になってしまい、採用を控えていることもあります。さらに、現在、職員自ら点検を行う場合は2人一組で行っていますが、ドローンを利用する場合は、ドローンの操縦士のほか、保安要員やモニターの管理者などを含めた3人から4人の人員が必要となります。

なお、ドローンとは大きく3種類あり、1つ目はマルチローター、2つ目はヘリコプター、3つ目が飛行機で、実際に橋梁を点検する際に利用しているものは、マルチローターになります。利用するためには、国家資格である「無人航空機操縦士」の取得、利用しようとするドローン本体の登録およびドローンの飛行に係る許可が必要となります。特にドローンの飛行に係る許

可の申請、取得には、飛行可能な空域などの確認が必要となります。また、ドローン本体の維持管理や「無人航空機操縦士」の取得などにも費用を要することから、予算状況も鑑みながら検討してまいります。

橋梁に限らず、様々な施設の点検・調査にドローンなどの新たな手法が用いられてきています。本町としましても、これらの新たな手法を活用すべく情報収集も行いながら、引き続き検討してまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

これより、再質問をお受けいたします。亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

5 番、亀元です。重点支援地方交付金を活用した物価高対策について再質問します。

先ほど、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について答弁がありましたが、長引く物価高の影響を受ける生活者、そして事業者の皆さんに対して、着実に支援ができるよう、よろしく願いいたします。

次に、公明党の石井幹事長は先日、物価高対策について、「物価の上昇以上に給料を上げていくことが一番本質的な対策だが、全国に波及していくには少し時間がかかる」と述べ、当面の生活防衛策として、「1 人当たり 4 万円の定額減税や、低所得世帯への 7 万円の給付を実施する」と述べています。一方で、定額減税や給付の恩恵を十分に受けられない、はざまの所得層に対しては、「減税と現金給付を組み合わせでしっかり対応していく。どの所得層であっても、何らかの対応が受けられるよう、検討を進めている」と述べています。

そこで、定額減税について、1 人当たり 4 万円分の減税を受けられない、はざまの所得層は、町内にはどのくらいおられますか。今後の対応についてもお伺いします。

**議 長（白石雄二）**

手嶋課長。

**企画課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

定額減税につきましては、令和 6 年度の所得税、住民税の課税状況に応じて算定するというような形になっておりますので、今現在、確定申告も終わっていない状況でございますので、正確な数字は算定できませんが、令和 5 年度の課税状況で試算をしたところですね、その対象者が 4,130 人ほどおられるということが分かっております。

今後、政府のほうからも、年末にかけて新しい情報が下りてくるというふうに思いますので、関係各課と連携して、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

次にですね、今後、自治体で課題になるのが、手続の迅速化です。

先日、経済再生担当大臣から、1世帯当たり7万円の非課税世帯向けの給付に関して、ファストパス制度の言及がありましたが、町はどのように対応するか、お伺いいたします。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

ファストパス制度につきましては、給付を受ける対象者が、スマートフォン、あるいはパソコン等でオンライン申請をして、迅速に給付を行うという制度でございます。

このファストパス制度につきましても、全国レベルではですね、そのシステムを導入している自治体もあるんですけども、残念ながら我が町のほうは、そのシステム自体を今、導入していない状況でございます。

ただ、今回の補正予算にも計上してありますとおり、この7万円の給付につきましては、事前に業務を一部始めさせていただいて、早急に対応できるような形で取り組んでおります。

ファストパス制度を導入するとなると、どうしても連携のシステム構築等が必要になってきますので、今、紙ベースで行っている業務と比べましても、あまりスピード的には変わらないものと考えておりますので、今回、7万円の業務については、紙ベースで申請を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、このオンライン申請であるファストパスについても、今後情報収集をしながらですね、当町のほうにもシステム構築をしていきたいということで、検討を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

次にですね、視覚障がい者の情報取得について再質問します。

日常生活用具事業の給付実績について答弁がありましたが、給付された用具の内容について、機器の基準額や自己負担割合を含めて、どういうものなのか、もう少し詳細を説明いただけないでしょうか。

議長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

亀元議員の再質問にお答えをいたします。

給付実績のある用具についてですね、答弁の中で4点ほど挙げさせていただいています。

まず1点目でございますが、視覚障がい者用の活字文書読み上げ装置でございます。こちらはですね、カメラで活字の文字の本であったりとか、チラシなどを、カメラで投影して、その投影した内容が音声に変換される機械になります。基準額としては、日常生活用具の交付基準額の9万9800円を限度額として交付をしております。

2点目がですね、点字器になりますけども、こちらはですね、点字を作成する機械でありますので、標準型として基準額が1万400円で、携帯型が7,200円となっております。

3点目の、視覚障がい者用拡大読書器でございますが、こちらですね、専用のカメラで投影した文書を、別モニターに、かなり大きい文字で拡大することができる機械になります。こちらのほうが、基準額が19万8000円を限度額としております。

最後に、情報通信支援用具につきましては、パソコンのアプリケーションになりますけども、こちらをインストールしていただいて、スクリーンリーダーというソフトになるんですけども、それをインストールして、ホームページなどで検索するときに、音声で検索ができたりですね、またはホームページの内容を音声で読み上げていくようなソフトウェアになります。こちらの基準額が約10万円となっております。

これは日常生活用具給付事業になりますので、自己負担につきましては、生活保護世帯と非課税世帯につきましては、自己負担がありません。それ以外の世帯につきましては、給付額の1割負担となっております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

亀元議員。

5番（亀元公一）

視覚障がい者の情報取得についての現状は分かりました。

人の五感にはですね、情報の取得として、視覚のほかに、次に挙げられるのが聴覚です。

最近のテレビドラマで、スマホの音声文字変換アプリの存在が広く知られるようになりました。

町は、聴覚障がい者に対して、情報取得についてどのような取組を行っているか、お伺いします。

議長（白石雄二）

洞ノ上課長。

## 福祉課長（洞ノ上浩司）

亀元議員の御質問にお答えいたします。

聴覚障がい者における情報取得についての町の取組事業でございますけども、まず、一次伝達支援としまして、手話通訳者の派遣事業と手話通訳者の設置事業を行っております。

派遣事業につきましては、聴覚障がい者の方が病院等に行かれた時の病状の説明であったりとか、先生の説明を手話によって聴覚障がい者の方に伝達するための通訳者の派遣事業になっております。今現在、通訳者の方が町のほうに4名登録されております。聴覚障がい者で利用されている方が5名となっております。令和4年度の実績では、合計94時間の派遣実績がございます。

次に通訳者の設置事業になりますけども、こちらは、本町の役場のほうに来庁された聴覚障がい者の方に、手話を用いて窓口の支援を行うものになりますけども、住民課住民係の窓口、通訳者を会計年度職員として月6日間雇用して、設置をしている事業になります。

先ほどの視覚障がい者の方と同じで、日常生活用具の給付事業としまして、家のインターホンなどと連動してですね、家の中に設置した装置がフラッシュのようなものをたいてですね、視覚的に来客等を教えるための機器として、聴覚障がい者用の、聴覚障がい者屋内信号装置の給付などを行っております。

それ以外の事業——。まあ、事業ではないんですけども、今年度から試行的にですね、本町が導入しています、議事録を支援するために、議事録を文字起こしする支援ソフトを導入しておりますけども、その装置を利用してですね、今現在、福祉課の窓口で、聴覚障がい者だけではなくて、耳の聞こえに問題のある高齢者等の窓口支援として、職員が説明する内容をですね、タブレットに文字起こしを自動で行って、目で説明が読み取れるような窓口支援ソフトを導入していますので、福祉課で今、試行的にですね、本格導入に向けた問題点とか改善点の洗い出しを、今現在行っているところでございます。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

はい、亀元議員。

## 5 番（亀元公一）

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で再質問を終わります。

## 議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

## 3 番（松野俊子）

3番、松野です。私のほうからは、HPVワクチン接種についての再質問をさせていただきます。

す。

まず初めに、令和4年の接種者は、対象者が630人のうち、1回以上の接種者が37名。それから、キャッチアップ接種者が917名中51名ということですが、延べ人数で合計を出していただいているんですが、これは2回3回と接種する必要があるので、ちょっとこの人数では少し分かりづらいので、再度、1回以上接種した方の、接種率に近いものが分かる数字をお知らせください。

**議 長（白石雄二）**

植田課長。

**健康課長（植田英次郎）**

令和4年度につきましては、1回目から3回目までですね、回数に応じた人数をお示ししていただきましたので、令和5年度の9月末時点の定期接種対象者のうち、1回目を接種した人は22人。それから、2回目が9人。3回目が4人となっています。

次に、キャッチアップ対象者のうち、1回目接種をした人が44人。それから、2回目が37人。3回目が18人となっています。

議員が言われるような延べ人数ではなくてですね、実際に接種した人数ということでは、1回目を接種した人のみを見てみますと、令和4年度と令和5年度9月までの状況ですが、定期接種対象者630人に対して59人が接種してまして、接種率は9.4%。

それから、キャッチアップ対象者につきましては、917人に対して95人が接種してまして、接種率は10.4%となっているところでございます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、松野議員。

**3 番（松野俊子）**

接種率が9.4%と10.4%、1回以上接種した方がですね。

このワクチンが定期接種になった平成25年の4月からですよ。その時2か月ぐらいの間に、大体全国的にも70%近くまで接種率があったそうなんですけども、今のこの現状の接種率はまだまだ低いと思われるんですが、接種率の伸び悩みは、どんなことが原因というふうに考えられておられますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

植田課長。

**健康課長（植田英次郎）**

松野議員の再質問にお答えします。

やっぱり、ワクチン接種による副反応の不安が、大きな原因だろうとは思いますが。

一応、HPVワクチンの接種後に見られる症状としましては、接種を受けた部分の痛み、腫れ、赤み、それから、発熱などが起こります。

ただ、接種を受けた後ですね、多くの場合は数日で改善しているようです。

ただですね、1%未満の頻度では、嘔吐、腹痛、それから、筋肉痛、関節痛などを起こす場合があります。

また、まれに重い症状として、重いアレルギー症状、神経系の症状が起こることがあります。

ワクチン接種後に生じた症状で、重篤と判断された人は、2価ワクチン、それから4価ワクチンでは、1万人当たり約5人ぐらいだそうです。9価ワクチンの場合は7人ほどということです。

健康課としまして、子宮頸がんの感染状況、それから、HPVワクチンの効果、リスクを正しく理解してもらって、ぜひHPVワクチンの接種について検討していただければと思います。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

松野議員。

## 3 番（松野俊子）

今、答弁いただいたように、ワクチン接種の伸び悩みの原因ということで、様々な不安感があるのではないかとということで、丁寧に、このワクチンについてを、また今後とも知らせていきたいという答弁でしたが、国は、9年間の勧奨差控えの期間にですね、十分検討した結果、こういうふうに述べてるんですね。「安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回る」として、積極勧奨を再開されているわけですね。

しかし、接種率を見る限りでは、そのことが対象者には十分伝わっていないというふうに感じられるわけですね。

このHPVワクチン接種が、A類疾病の定期接種に位置づけられ、このことは、A類に位置づけられたということは、本人に努力義務、また自治体には積極勧奨義務があると。法律的にですね。また、予防接種法に基づき、市町村が接種対象者や保護者に対して、接種を受けるように勧奨しなければならない。定期接種実施要綱においては、A類疾病の定期接種の未接種者への再度の接種勧奨を行うこと。こういうふうに定められておるわけですね。

それを踏まえた上でですね、本町の周知・啓発について再度質問させていただきます。

答弁では、周知・啓発として、本年5月に13歳、それから定期接種最後の年齢の16歳の対象女子222人に、接種の勧奨を行っておられると。また、9月には、女子中学生315人に対して、学校を通して、説明のチラシを配布したとの答弁でございました。

では、14歳、15歳、中学2年、中学3年ですね。この14歳15歳の女子にも、スタートの13歳、それから最後の16歳の女子と同様の積極勧奨をすべきと考えますが、その点については、14歳15歳については今後どうでしょうかというの、まず一つです。

それから、同じく周知・啓発について、広報紙の啓発ということで、今年の5月号に、このワクチンについて掲載しましたということなんですが、やはりこれを見るとちょっと小さいと。そのお知らせの枠がですね。そしてまた、子宮頸がんを防ぐ、予防のためのっていう、そういう文言も入ってなくて、HPVワクチン接種のお知らせみたいな形だったんで、今後は一層目立つような掲載をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、あと、ポスターなんですが、厚生労働省や小児学会が、このHPVワクチン接種のポスターを作成しております。

これをですね、目につく場所、例えば役場、また、できれば中学校などにも、このポスターを掲示されてはいかがでしょうかと思っております。

それについて、また、SNS等でも発信されておられるようなので、それについても答弁をお願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

植田課長。

## 健康課長（植田英次郎）

松野議員の再質問にお答えします。

接種勧奨についての再質問になりますけども、まず最初に、14歳と15歳へのワクチンの接種勧奨についてですけども、一応、来年度当初、標準的な接種の年齢である13歳、そして最後の年である16歳に、個人通知、個人勧奨ですね、行うようにしました。

今年度については、中学生に対してチラシの配布をしています。

来年度については、それプラスですね、キャッチアップの年齢も最後になりますんで、これは個別に行うようにはしています。

14歳15歳につきましては、一応また今年同様にですね、中学校を通じてのチラシの配布をしたいと思っています。なるべく分かりやすい紙面で、子供たちが目につきやすいようなもので行いたいと考えているところです。

それから、広報紙の掲載についてですけども、一応、子宮頸がんの発症を予防するためには、HPV感染症を予防するための、まずワクチン接種と、それから、20歳を過ぎてからの子宮頸がんの検診を定期的に行うことが大切だと思っております。

本来ではですね、両方の情報を載せながら周知すべきところですけども、広報の紙面上の関係等もありますし、やはり5月号も限定された記事となったところでございます。

ただ、子宮頸がん等のさらに詳しい情報につきましては、個人通知の中にもありますQRコード、それから、広報誌にもQRコードを載せてありますので、詳しい内容については、情報を確認していただければなと思っていますところでございます。

それから、ポスターにつきましては、年1回、県を通じてですね、国のポスター等が配布をされております。これにつきましては、ワクチン接種対象者の目にしやすい公共機関等には掲示していきたいと考えているところです。

今後も接種率の向上のためにですね、接種勧奨並びに情報提供を継続して行っていきたいと



思っています。

SNSにつきましては、町の公式インスタのほうですね、今年もちょっと載せてもらっています。

そして、LINEのほうにはまだ出してないんで、そちらのほうも若い世代の方が目につきやすいように、そういったこともちょっと行っていきたいと思っています。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

松野議員。

**3 番（松野俊子）**

いずれにいたしましても、そういう対象の生徒や、親御さん、保護者にちゃんと伝わるようにですね、しっかりと、自治体としても一層取り組んでいただきたいと思います。

あと、もう一つですね、キャッチアップ接種世代で、その期間に親御さんが自費で接種された方もいらっしゃるのではないかと思うんですけども、この費用に対する償還払いは、本町はどんなふうになっていますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**健康課長（植田英次郎）**

松野議員の御質問にお答えします。

キャッチアップ接種対象者の人がですね、定期接種の対象年齢、小学校6年生から高校1年生を過ぎて、既に任意接種でお金を払って接種をしている方につきましては、償還払いで払戻しをしています。現在までに1名の方から申請があつているところです。

令和7年の3月末がキャッチアップの期間の最終期限になりますので、令和6年度には、対象者全員に対してお知らせをしたいと思っています。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

松野議員。

**3 番（松野俊子）**

償還払いについてのお知らせも、よろしく願いいたします。

では、最後の再質問になるんですけども、男性に対する接種について、再質問させていただきます。

冒頭質問にも述べておりましたように、先進国と言われる国々では、男性自身の接種率が60%から70%以上。また、男女ともに公費で接種されている国というのが、世界でも57か国にも上

っているという、WHOからの報告がありました。

答弁にありましたように、男性のHPVワクチン接種無償化を、県内初に実施した千葉県のいすみ市っていうのが名前に挙がっておりましたが、このいすみ市の話として、これはメディアに掲載されていた記事からの引用ではございますが、このように、そのときの様子が述べてありました。

「市内の医師らから感染を防ぐには、男性の接種も必要との指摘があり、市独自で助成することにしました。対象の男子は約640人。案内文を対象者に送ると、6月——」、今年の6月でしょうね。「6月の段階で、申込みが36人ありました」と。で、「これは、保護者が女性を守ろうと接種を勧めているのではと思われます」と。また、「娘と同じタイミングで、息子も接種したいという保護者もいました。」というような記事が載っておりました。

これは、誠に理にかなったいすみ市の取組であるとは思われます。

答弁では、厚生労働省は、令和4年8月、昨年8月の審議会で、この定期接種への検討が始まっているので、町としてはその動向を注視しているということでございました。

しかしながらですね、助成には対象年齢が限定されております。

毎年200数十名の男子が1年遅れるごとに、国の公費助成、様々な助成を受けられずに、そのまま大人になってしまうということでございます。

実施するまでに数年かかるということを考えて、本町も男性への公費助成を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。執行部、町長の見解をお尋ねいたします。

## 議 長（白石雄二）

植田課長。

## 健康課長（植田英次郎）

松野議員の御質問にお答えします。

町長答弁にもありましたように、現在、全国で男性のHPVワクチン接種の公費助成を行っている自治体が9自治体ありまして、助成の対象は自治体で異なりますけども、小学校6年生から高校1年生まで、中学校1年生から高校1年生まで、小学校6年生からキャッチアップ対象の26歳まで対象にしている自治体がありました。

接種回数は3回で、助成額につきましては、上限額を設定している自治体もありますけども、おおむね、全額助成をしていたところでございます。また東京都ではですね、男性向けの助成を始める区市町村に対してですね、負担を補助する形で検討しているという話も出ていました。

答弁の中にもありましたけども、男性に対する定期接種につきましては、現在、国で審議中となっています。当然、国、県の状況等を注視しながら、検討はしてまいります。

ただ、HPVワクチンですね、今12歳から16歳の女子の方の定期ワクチンについてはですね、接種率が低い状況がありますんで、まずは、この接種率を上げることに力を注いでいきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

男性の接種についてはですね、女子だけにその負担をかけ続けるという考え方ではなくですね、やっぱり1年でも2年でも早く、他町に先駆けて、本町が公費助成に前向きに検討していただくことを要望いたしまして、私のほうからの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4番、水ノ江です。ドローン（無人航空機）の利活用について、再質問をさせていただきます。

答弁の中にありましたけれども、ドローンを、町が所有する施設の維持管理に活用しているということでした。

具体的にですね、施設等とその内容についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

最近ではですね、風雨により破損いたしました図書館・歴史資料館のエレベーター棟というのがあるんですが、その頂上付近に設置してあります避雷針の状況を確認させていただいております。

また、そのほかにはですね、周辺住民の方から、いきいきほーるの屋根に使われている材質の皮膜が飛散しているという通報を受けまして、ドローンを活用し、屋根の状況を調査しましてですね、不具合箇所を確認いたしました。

また、先日ですけれども、他市町村で、公共施設の外壁落下の危険性についての新聞報道がなされ、問題になりましたけれども、これを受けましてですね、本町でも町内の小・中学校の校舎の外壁等の状況を確認するため、ドローンを使いまして、一斉点検を行っています。

今後も、施設管理上必要と思われる様々な場面で、効果的に活用してまいりたいと考えています。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

様々な公共施設がありますので、その中においてですね、やはり調査できる場所はこのドローンをうまく使っていただいでですね、確実に悪いところを見極めて、修理につなげていただきたいというふうに思います。

このドローンの運用ですけれども、目視内の自動・自立運転機能を活用した、レベルⅡの範囲ということで、答弁がありましたけれども、今後ですね、災害もしくは施設管理などの様々な場面での活用が特に予想されるかなというふうに思っております。現状よりも高度な運用が想定されると思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

増田課長。

#### 総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

現在、ドローンに搭載されております電池につきましては、非常に湿気に弱いということでございまして、大雨とか、そういう雨天時での活用は、ちょっと難しいということのようございまして、例えばですけれども、夜間の場合ですね、被災者の捜索時に、赤外線カメラを搭載したドローンを使用することが考えられます。赤外線カメラを搭載することで、人の体温を検知できるものもあり、この機能を活用することで、被災者を素早く発見できる確率が上がるということでございます。

機能の階級によりましては、様々な資格や技術が必要になってまいりますので、今後とも活用方法について検討をしてみたいと思います。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

農地に関して再質問いたします。

農地の貸付制度により、ある程度集約化が進んでいる地域もあるかというふうに思われますけれども、その中でですね、ドローン活用の意向のあるような農家の方がおられるかどうか、お伺いをいたします。

#### 議 長（白石雄二）

大黒課長。

#### 産業環境課長（大黒秀一）

ただいまの御質問でございますが、本町にお住まいの農家の方で、ドローンの活用の意向が

あるといったようなお声はですね、今のところ担当課のほうには届いておりません。

ただし、本町の農地の担い手であり、町外にお住まいの方、こういった方も含めてですね、農家の方で、農業用ドローンの活用というものを検討されている方がおられる可能性は当然あるかと思っております。

今のところ、具体的にですね、先ほども申し上げましたけれども、声が届いておりませんが、御相談や問合せというものは一切お受けしておりませんが、今後そういったお話がありましたら、その実現の可能性、こういったことを、農家の皆さんと一緒に探っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

はい、ありがとうございます。

農地用のドローンに関してはですね、やはり農薬であったりですね、肥料用のタンクであったり、ノズルを搭載するような形になっております。

通常のドローンよりもはるかに大きなものになるかというふうに思います。購入費も高額になるかというふうに思われますけれども、ドローン購入に当たってはですね、国や県の補助金制度や、その助成金の制度についてお伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**産業環境課長（大黒秀一）**

一般的にですね、いろんな資料を見ますと、農業用ドローンの購入費用は、大体 200 万円から 300 万円程度。それから、年間の維持費も大体 20 万円ぐらいかかるというようなことで、農家の方が個人で御購入されるには、決して安い価格ではないというふうに思っております。

その中でですね、御質問にありました農業用ドローンの導入費等に対する補助金制度でございますけれども、まず福岡県において、水田農業DX推進事業費補助金というものがございます。補助制度の概要は、認定農業者等を対象に、ドローンなどの、いわゆるスマート農業に用いる機械ですね。こういったものの導入費に対して、県が3分の1以内、それから、市町村が6分の1以上の補助を行うというような内容になっております。

それから、国の補助制度でございますが、認定農業者などを対象とした、農地利用効率化等支援交付金というものがございます。事業費でありますとか、融資額。こういったものを基に算出された助成額が交付され、補助率は、融資残額のうち、事業費の10分の3以内などというふうにされております。

今後、農家の方から御相談等がございましたら、必要に応じてこういった補助金制度の御案

内も積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

はい、ありがとうございます。

このドローンを活用してですね、近隣でこういった災害活動の事例等がありましたらお伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

遠賀郡消防本部がですね、本年1月の岡垣町の山火事の際に、現地にドローンを飛ばして、被害状況の確認を行っておると聞いております。

また、災害時ではございませんが、同じく本年1月の芦屋町での出初め式におきましても、消防署の活動展示の様子をですね、上空からドローンで撮影して、モニターで流しているということでございます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

はい、ありがとうございます。

答弁の中にあります橋梁等の点検ですけども、職員の方が行う点検方法。現在、職員の方がどうやって点検をされてるのかということと、町が管理をする橋の数について、どれぐらいあるのかですね、お伺いいたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

橋梁の点検は、国の法律に基づきまして、5年に1度行うということになっております。

健全度の判定を行うんですけれども、健全度が1から4まで分類されておりまして、3と4に分類された場合は早急に補修するというので、再度、設計委託等を行いまして、5年以内に補修するような計画で、橋梁の管理をしております。

橋梁のこういった点検をするかということなんですけれども、現在、職員が橋の近くまで行きて、実際目視で、コンクリートのひび割れであったり、剥離であったり、鉄筋のさび状況とかですね、また、直接コンクリートをたたいて、浮きがあるかないかとかいうようなことを検査しております。

町内には幾つの橋があるかと、どれぐらいの橋を管理しているかという御質問ですけれども、144橋の道路橋がございます、そのうち、103橋を、職員が自ら直営です、検査しております。残りの41橋をコンサルタントのほうに発注しているというところでございます。

この、職員が直接管理している橋梁ですけれども、比較的規模が小規模な橋梁で、職員が直接現地まで行けるといふようなところをですね、職員が検査しております、例えば、曲川に架かるような大きな橋、例えばボートが必要とか、足場が必要とかですね。特殊な機械が必要な場合は、コンサルタントのほうに委託して、現在調査をしているという状況でございます。

以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 4番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。

町長のほうにちょっとお尋ねをいたします。

答弁の中にですね、ドローン操作自体が、職員の方が個人的に民間技能証明を取得したというふうにありました。

他の自治体においてはですね、やはりドローン进行操作する方が、今、町のほうでは職員の方2名ということでもありますけども、部署を超えてですね、こういうドローンの操作を行う職員の方が増えてるということで、やはり町がこのドローンを使うに当たって、町内で2名の方しか操作できないというところがですね、ちょっと不安がございます。

できれば、その部署にかかわらず、いざというときにドローンを使えるような形のものがあれば、より安心につながるのではないかなというふうに思っております。

その中においてですね、このドローン操作の取得費用の負担軽減等について、町長の御見解をお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

町長。

#### 町 長（美浦喜明）

先ほどからずっと再質問を聞いておりますけど、ドローンに関してはですね、災害等、必要

性の度合いがあると思うんです。

私、今年朝倉市で、県の防災のときに、大がかりな防災訓練がありました。そのときに、ドローンで山の中を探索するときに、人がおるときは温度が出る、赤外線ですね。ああいうすごい性能のある、今ドローンが出来ております。

しかしながら、この水巻においてですね、先ほどから答弁もありますけど、災害、あるいは橋梁、ああいう山間部とか、大きな熊本の災害とか、ああいうところは、意外とドローンが物すごいはっきりすると思うんですけど、この、11平方キロメートルの小さな水巻で、ドローンの必要性がどの程度あるだろうか。

それによって、公費の負担、あるいは職員の、今、答弁してましたように、住宅政策課の建築の職員2人がですね、個人的に取っているというような、今、状況ですけど、今後はこの必要性というのは感じております。

それから、国、県ですね。今後、特にドローンでいろんな物を運ぶとか、そういう時代にも来ておりますので、検討いたしますが、やはり公費で負担をする場合は、その度合いですね。ドローンがどの程度、費用対効果といいますか、どの程度有効で、そして、その中に公費、あるいは、職員のそういう資格を公費で取らせるというところ。基本的には職員に今後検討課題と思うんですけど、そういう資格をですね、建設課等々にですね、取らせることも必要かなと。住宅課だけじゃなくてですね。個人的じゃなくて、公費で取らせる必要も、将来は出てくると思いますので、十分この件に関しては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

ありがとうございます。

最後になります。本町でもですね、小・中学校においてプログラミング教育が行われております。

水巻町の未来のデジタル人材育成のために、ドローンを使ったタブレットによる操縦体験授業等ができないでしょうか。お伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

佐藤課長。

**学校教育課長（佐藤治）**

水ノ江議員の再質問にお答えをいたします。

現在、小・中学校においてですね、プログラミング教育が必須になって、実施されております。

それについてですね、ドローンを活用するというようなところでございますけれども、今の



現状といたしましては、プログラミング教育の教材としましては、文科省が推奨して幅広く使われているようなプログラミング教材とですね、あと、タブレットを使って、例えば動作の指示をパソコンで打ち込んで、画面上のキャラクターを動かしたりとか、あと、ロボットを動かしたりとか、電流を流して電気をつけたりというような、そういった授業内容になっております。

今、教材の種類が増えてきておまして、小型のドローンを飛ばすというような、そういった教材も出てきております。

当町としましては、様々な教材を使ってですね、授業効果を高めていくっていうように考えておまして、ドローンにつきましても、先端の技術ですとか、あと、子供たちの関心も高いのではというふうに思いますので、教材の1候補としてですね、学校のほうに紹介をしてみたいというふうに思っております。

多様な教材を使ってですね、プログラミング教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

最後になります。

公明党の質問の中でありました、国の総合経済対策、それから、切れ目のない支援施策を引き続き実施していただき、障がい者にやさしい町の構築と、町民の健康を守る対策にも注力をお願いいたします。

そして、地域の活性化と作業の効率化を図るドローンの活用についても促進していただくことを要望いたしまして、公明党の再質問を終わります。

**議 長（白石雄二）**

以上で3番、公明党の一般質問を終わります。

これもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 02 時 26 分 散会